

再エネ電源都外調達事業（都外 P P A）

助成金申請の手引き

Ver. 3.2

令和 7 年 7 月

<令和 7 年度交付申請受付期間>

第一回申請期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日 17 時まで

第二回申請期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日 17 時まで

（お問い合わせ先・申請書類提出先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

ホームページ： <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite2>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ.....	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（実施要綱第 1 条参照）	2
1.2 事業スキーム.....	2
1.3 申請手続きの流れ.....	3
1.4 用語の定義	4
2. 助成内容	5
2.1 助成対象事業（交付要綱第 3 条参照）	5
2.2 助成対象事業者（交付要綱第 4 条参照）	9
2.3 助成対象設備（交付要綱第 5 条参照）	11
2.4 助成対象経費（交付要綱第 6 条参照）	15
2.5 助成金の額（交付要綱第 7 条参照）	20
2.6 交付の条件（交付要綱第 11 条参照）	25
2.7 契約等（交付要綱第 12 条参照）	26
3. 申請手続き	28
3.1 募集期間.....	28
3.2 実績報告締切期限.....	28
3.2 申請書類.....	28
3.3 手続代行者（交付要綱第 9 条参照）	29
3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	29
3.5 審査	36
3.6 交付決定	38
3.7 助成事業の開始から完了まで	38
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第 21 条参照）	41
3.9 交付決定の取消し（交付要綱第 22 条参照）	41
3.10 不正手続等に対する措置（交付要綱第 22 条の 2 参照）	41
3.11 助成金の返還（交付要綱第 23 条参照）	42
3.12 違約加算金（交付要綱第 24 条参照）	42
3.13 延滞金（交付要綱第 25 条参照）	42
3.14 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 26 条参照）	42
3.15 財産の管理及び処分（交付要綱第 27 条参照）	42
3.16 再エネ電気等供給施設の変更（交付要綱第 28 条参照）	43
3.17 再エネ電気等供給解除の制限（交付要綱第 29 条参照）	44
3.18 算出金の請求等（交付要綱第 30 条参照）	44
3.19 助成事業の経理（交付要綱第 31 条参照）	44
3.20 調査等、指導・助言（交付要綱第 32 条、33 条参照）	44

3.21 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 34 条参照）	45
3.22 その他	45
3.23 様式一覧	46
4. 申請書類提出方法	47
4.1 提出方法	47
4.2 お問い合わせ先	47
4.3 提出書類とその注意事項	48
5. 申請書類作成例	65
5.1 添付資料作成例	65
6. よくある質問	72
6.1 助成金制度について	72
6.2 助成対象について	72
6.3 申請方法について	74
6.4 その他	74

改訂履歴

Ver.（更新年月日）	更新箇所	内容
Ver. 1. 0（令和 6 年 4 月 24 日）	－	初版
Ver. 2. 0（令和 6 年 8 月 5 日）	－	・ 交付要綱改正に伴う改版 ・ その他軽微な誤記修正
Ver. 3. 0（令和 7 年 4 月 1 日）	－	・ 交付要綱改正に伴う改版
Ver. 3. 1（令和 7 年 5 月 2 日）	2. 5	・ 誤記修正
Ver. 3. 2（令和 7 年 7 月 7 日）	3. 3 6. 2 6. 4	・ 手続代行者への通知に関する追記 ・ QA210. 信託登記に関する追記 ・ QA407. 自治体協定に関する追記 ・ その他軽微な誤記修正



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「再エネ電源都外調達事業（都外PPA）」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

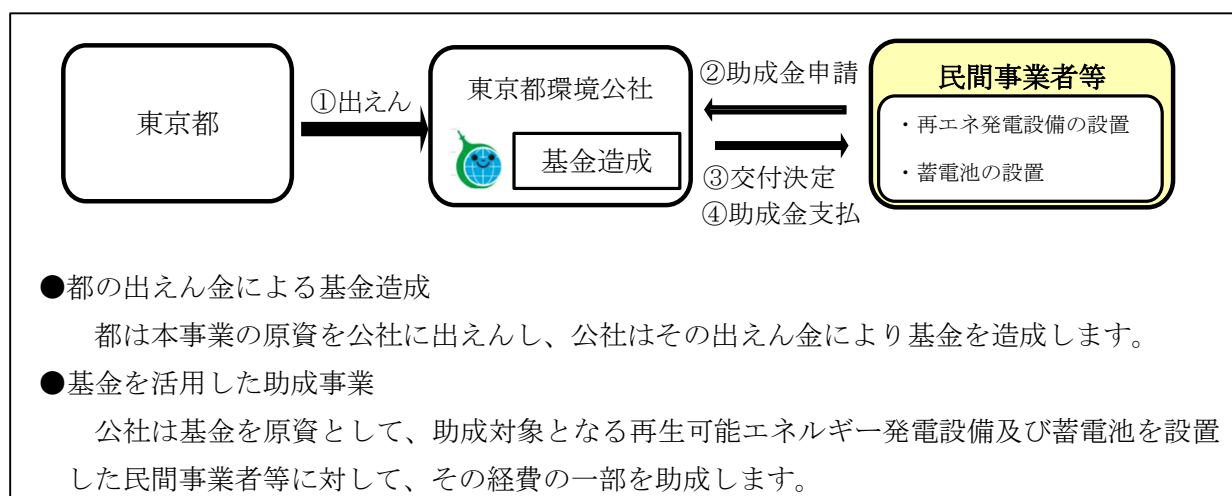
1. 本事業の実施については、「再エネ電源都外調達事業（都外PPA）助成金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的（実施要綱第1条参照）

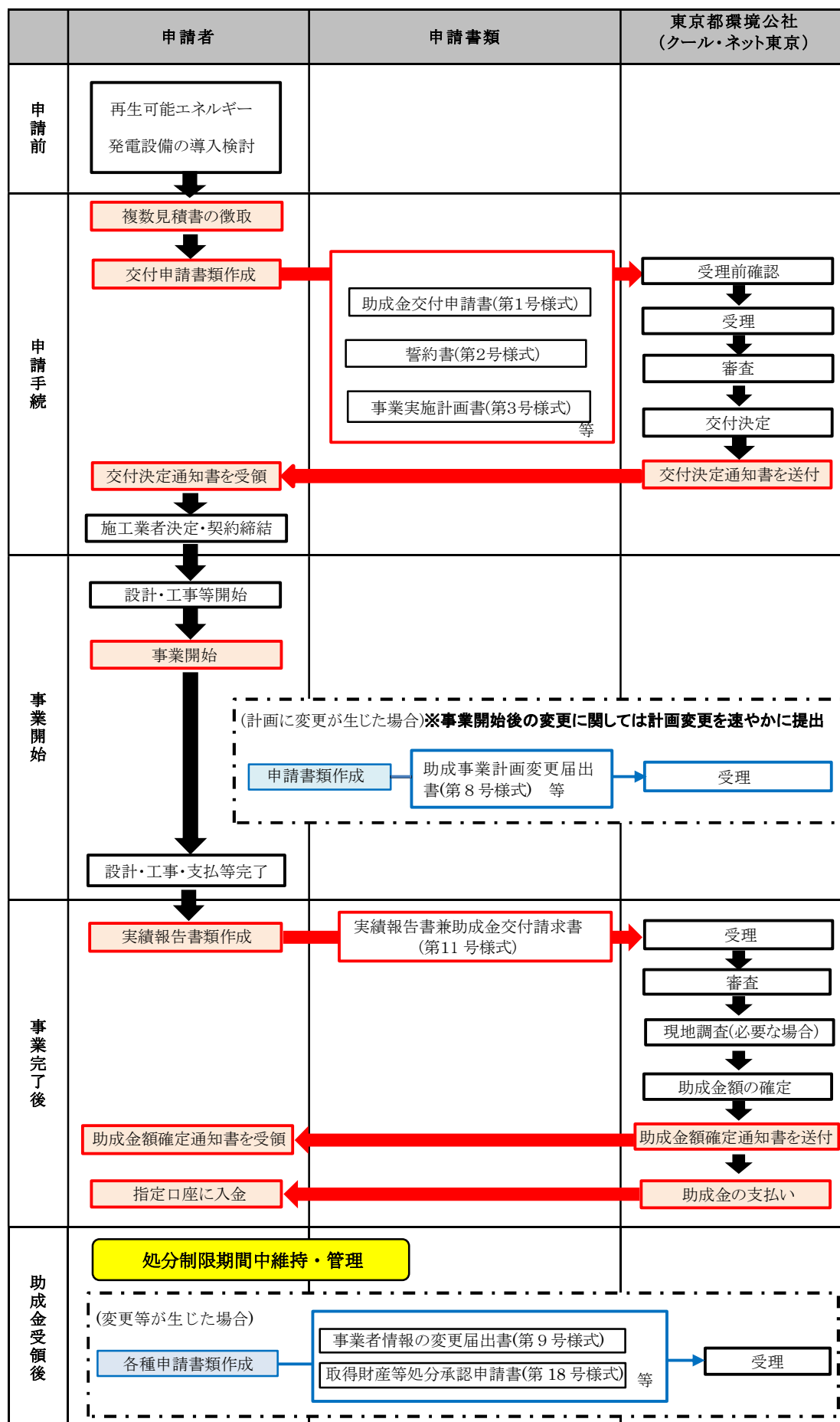
再エネ電源都外調達事業（都外P P A）（以下「本事業」という。）は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備及びそれに併設する蓄電池の設置に係る経費の一部を助成することにより、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利活用手法の確立を図り、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として行うものです。

1.2 事業スキーム



- 事業実施期間：令和6年度から令和8年度まで（助成金の交付は令和12年度まで）
- 本事業の予算額：令和7年度 38億円

1.3 申請手続きの流れ



1.4 用語の定義

本事業における用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
再生可能エネルギー発電設備	太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及び附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定に係る発電に用いるもの※を除く。）をいいます。 ※FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備
再エネ電気	再生可能エネルギー発電設備から得られる環境価値を有する電気をいいます。
環境価値	再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値をいいます。
再エネ電気等	再エネ電気又は環境価値をいいます。
再エネ設置地域	再生可能エネルギー発電設備の所在地となる市町村をいいます。 例：〇〇県” ■■■市 “△△町 この場合は■■■市になります。
再エネ発電設備設置施設	都外に設置された再生可能エネルギー発電設備を有する施設をいいます。
都内特定施設	都外に設置された再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等の供給を受け、それを消費する都内の特定施設（住居の用に供する部分を除く。＊）をいいます。
小売電気事業者	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 により経済産業大臣の登録を受けた者をいいます。
電力需要家	特定の施設に対して、再エネ電気等の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者をいいます。
リース契約	設備所有者である貸主（リース事業者）が借主（リース使用者）と合意した期間にわたり設備を使用収益する権利を与え、借主は設備の使用料を貸主に支払う契約をいいます。原則、使用料から本助成金相当額が減額されている必要があります。いわゆる「リース契約」だけでなく「賃貸借契約」も含みます。
特別高圧設備	発電設備の定格出力が 2,000kW 以上かつ連系電圧が 20,000V 以上の再生可能エネルギー発電設備。ただし、定格出力が上記を満たさない場合であっても、特別高圧での連系が確認できる場合は特別高圧設備とみなします。

＊「住居の用に供する部分を除く」について

○再生可能エネルギー発電設備から得られたエネルギーを、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（発電設備の場合は電力契約）が明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで電力消費することが確認できれば助成対象となります。

○マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーを消費することを確認できれば助成対象となります（住居部分で使用する場合は対象外。）。

- 高齢者施設等は、介護のサービス業として助成事業者になることができます。
- 同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮、宿舍等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。

2. 助成内容

2.1 助成対象事業（交付要綱第3条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が定める要件に適合する再生可能エネルギー発電設備を都外に設置し、当該設備から得られた再エネ電気又は環境価値を、都内特定施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費する事業とします。

以下、本手引きにおいて、実施要綱第4条第一号に規定する事業で自己託送を含む再エネ電気を供給する事業を「フィジカル PPA」、同条第二号に規定する環境価値のみを供給する事業を「バーチャル PPA」、同条第三号に規定する事業を「蓄電池単独設置」とします。

【助成対象事業の主な要件】

（1）新たに再生可能エネルギー発電設備のみ設置する場合又は再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を同時に設置する場合

- ①設置する再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、再エネ電気等を供給する施設の年間消費電力量の範囲であること。
- ②再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等を都内特定施設に供給し、当該施設で消費する期間が10年以上の事業であること。
- ③再生可能エネルギー発電設備から得られる再エネ電気等の供給等は以下であること。

ア フィジカル PPA の場合

当該設備から得られた再エネ電気の4分の3以上を都内特定施設に供給し、消費すること。ただし、これ以外については、都内特定施設での環境価値の消費又は都内特定施設以外での再エネ電気等の消費も認める。

イ バーチャル PPA の場合

当該設備から得られた環境価値の4分の3以上を都内特定施設に供給し、消費すること。ただし、これ以外については、都内特定施設での再エネ電気の消費又は都内特定施設以外での再エネ電気等の消費も認める。

- ④都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- ⑤再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守するものであること。
- ⑥再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を原則締結すること。ただし、協定の締結を前提とした結果、自治体が再生可能エネルギー発電設備の設置を認め、かつ協定の締結を求めない場合においてはこの限りではありません。その場合には、当該自治体が設置を認め、協定締結を求めない意向である旨の記載書類（書式等は問いませんが、当該自治体の管理職以上の記

名がある文書等）を提出してください。

※導入を検討している助成対象設備が災害時等の自立運転機能に対応していないために、協定を締結できない判断を助成対象事業者がすることはできません。必ず、当該自治体の意向を確認し、協定が必要であれば、システムを変更して対応してください。

⑦再エネ設置地域との関係構築要件として、以下のいずれかを満たす必要があります。

	要件
ア	再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内特定施設に供給すること。
イ	助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。
ウ	助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
エ	再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気の需給管理を再エネ設置地域事業者に担わせること。
オ	再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等の 1/4 以内を再エネ設置地域に供給すること。
カ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

⑧蓄電池を併設する場合、フィジカル PPA では再エネ発電設備設置施設又は都内特定施設に設置できますが、バーチャル PPA では再エネ発電設備設置施設にしか設置できません。

⑨蓄電池を増設する事業でないこと。

(2) 蓄電池を単独で設置する場合

①本事業の助成対象ではない設置済み、又は設置予定の再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等を都内特定施設に供給し、及び当該再エネ電気等を当該施設で消費する事業（以下「再エネ電源調達事業」という。）において蓄電池を併設する事業でなければなりません。

②再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を都内特定施設に供給し、当該施設で消費する期間が 10 年以上の事業であること。

③再生可能エネルギー発電設備から得られた環境価値の一部又は全部を都内特定施設に供している場合、当該施設から発電された電気は電力市場等に供給しなければなりません。

④設置された蓄電池には再生可能エネルギー発電設備の発電容量の 1 時間分又は定格容量の 1/5 のどちらか低い値以上の蓄電量を保持しなければなりません。

⑤都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

- ⑥蓄電池は再エネ発電設備設置施設に設置する必要がありますが、都内特定施設に再エネ電気を供給する場合は当該施設に設置できます。
- ⑦再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守していなければなりません。
- ⑧蓄電池を再エネ発電設備設置施設に設置する場合、再エネ設置地域との関係構築要件として、以下のいずれかを満たす必要があります。

	要件
ア	再生可能エネルギー発電設備から得られた電気を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内特定施設に供給すること。
イ	助成対象設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては、住所等、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。
ウ	助成対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者には担わせること。
エ	再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気の需給管理を再エネ設置地域事業者には担わせること。
オ	再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等の一部を再エネ設置地域に供給すること。
カ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。

- ⑨蓄電池を増設する事業でないこと。

（３）周知、説明会の実施

本事業における再生可能エネルギー発電設備の設置には、再エネ設置地域における地元住民等の十分な理解が得られることが必要です。下表に従い、再エネ設置地域の住民等を対象に、説明会又は事前周知（以下「説明会等」という。）を実施してください。

	屋根設置	低圧(50kW 未満) ※屋根設置を除く	高圧・特別高圧(50kW 以上) ※屋根設置を除く
説明会等の実施	△(事前周知:任意)	○(事前周知)	○(説明会)

ア 説明会

以下の事項を説明してください。説明会には、助成対象事業者等が出席し、説明用配布資料、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。

- 再エネ発電事業計画の概要
- 関係法令(条例を含む)の遵守状況
- 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得状況
- 再エネ発電事業の設置工事の概要
- 関係者(主な出資者を含む。)に関する事項
- 再エネ発電事業実施に伴う影響と予防措置(安全、景観、自然環境・生活環境、廃棄物等)

- 非常時の再生可能エネルギー発電設備からの電気の提供等の利活用(自治体等と協定を定めた場合)
- その他事業実施にあたり周知すべきこと

イ 事前周知

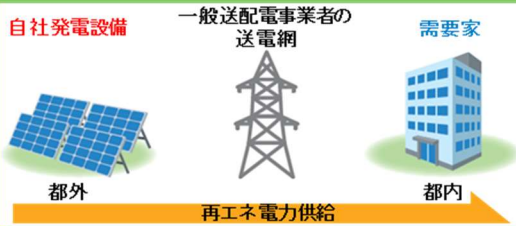
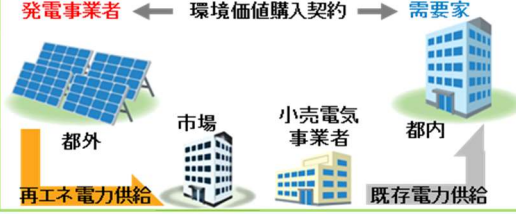
上記説明会における説明項目を、次のいずれかの方法によって再エネ設置地域の住民等に周知し、実施したことを証する資料を提出してください。

- ポスティング又は戸別訪問による書面配布
- インターネット上で再エネ設置地域の住民等の閲覧に供するとともに、主たるホームページのアドレスを回覧板又は関係自治体の公報若しくは広報誌へ掲載

ウ 対象となる住民等

対象となる住民等は限定しません。助成対象事業者の判断で対象となる再エネ設置地域の住民等を選定し、周知、説明会を実施してください。

(4) 主な対象事業スキームの例

○自己所有モデル 遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電設備で発電された電力を、一般送配電事業者の送電網を通じて自社施設へ供給。	自己所有モデル 
○第三者所有モデル（再エネ電気の供給） 需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する契約（コーポレートPPA）を締結し、小売電気事業者を通じて自社施設へ供給。現行の電気事業法では、小売電気事業者を介した三者間の契約が必要となる	第三者所有モデル（再エネ電気の供給） 
○第三者所有モデル（環境価値の供給） 需要家（企業等）が発電事業者から環境価値を固定価格で長期間購入する契約を締結し、発電事業者から自社施設へ供給。再エネ電力は市場へ供給し、需要家は既存の電力契約を継続。	第三者所有モデル（環境価値供給） 

※1 自己託送とは、遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電所で発電された電気を、小売電気事業者を介さずに一般送配電事業者の送電網を通じて自社（又は子会社等、密接関係会社）施設へ送電する仕組みです。

※2 コーポレートPPAとは、需要家（企業等）が発電事業者から再エネ電気等を固定価格で長期間購入する電力購入契約です。

※3 第三者所有モデルによる設置とは、コーポレート PPA 等の手法により、発電事業者が都外に再生可能エネルギー発電設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を都内の当該設備の所有者ではない電力需要家に対して売電を行う、第三者所有モデルによる設置についても本事業の対象となります（助成対象事業者は電力需要家となります。）。

この場合、発電事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

実施要綱第5条第2項の発電事業者又は小売電気事業者が本助成金の交付を受けようとする場合は、本助成金相当分を売電等の価格の低減等を通じて電力需要家へ還元してください。（ただし、本助成金は、助成対象設備から得られた電気に係る料金にのみ充当してください（仮に発電事業者が電力需要家と助成対象設備が発電しない時間帯における電力についても電力受給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできません。））。還元のもととなる売電等の価格が、標準的な小売電気価格から乖離が生じている場合、還元が行われたと判断できませんのでご注意ください。

（5）環境価値の供給

バーチャル PPA において、助成対象設備から得られた環境価値を証書化（以下、「再エネ電力証書」とする。）し、助成事業者が有する都内特定施設で利用しなければなりません。

再エネ電力証書は非 FIT 非化石証書（再エネ指定）でかつ本事業の助成対象設備から得られたことが確認できるもの（トラッキング；属性情報が付与されたもの）とします。

当該環境価値の取引契約において、取引価格等への反映により助成金分が需要家に還元されている必要があります。

2.2 助成対象事業者（交付要綱第4条参照）

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者で法人格を有する者又は個人事業主のうち、助成対象事業を実施する者とします。

- ・①次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

	事業者の種別
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
キ	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

※国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。

- ・②次に掲げる要件を全て満たす者であること。

	要件
ア	過去に税金の滞納がない
イ	刑事上の処分を受けていない
ウ	東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる

- ・③上記①②の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

	内容
ア	暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
イ	暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
ウ	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

- ・電力需要家が、都外に助成対象設備を設置する発電事業者との間で、当該設備から得られた再エネ電気等を都内特定施設に対して供給する契約を締結し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあっては、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とします。

また、当該供給に係る小売電気事業者を当該契約に含める場合は、当該交付申請の共同交付申請者とし、助成金の交付対象とすることができます。

なお、交付申請を行う電力需要家、発電事業者及び小売電気事業者は、いずれも上記に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

※申請者区分例は本手引き 3.4 を参照してください。

- ・リース契約を行う場合においては、リース事業者（リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者）及びリース使用者（リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者）について、いずれも上記に掲げる要件を全て満たすものとします。

※リース契約により助成対象設備を設置する場合は、需要家、リース事業者及びリース使用者が共同で申請を行うものとします。

※申請者区分例は本手引き 3.4 を参照してください。

2.3 助成対象設備（交付要綱第5条参照）

助成対象設備は、次の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第11条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

共通事項	(※以下1～6の再生可能エネルギー発電設備の共通事項)
	再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該再エネ電気又は環境価値を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。 ※年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料（既築の施設の場合は、電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類。）を交付申請時に提出してください。 ※上記を満たした上で、休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分をFIT制度又はFIP制度によらずに電気事業者との個別契約において売電等を行うことは構いません。 注意）売電を主目的（発電電力＞消費電力）とした事業は対象外です。 ※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）に従ったものに限るものとする。

1. 太陽光発電

次の全ての要件を満たすものとします。

- ①太陽光発電システム出力が5kW以上であること。
- ②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※太陽光発電システム出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナのJISに基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kWを単位とし、小数点以下を切り捨てる）とします。

2. 風力発電

発電出力が1kW以上（単機出力は1kW以上）であること。

3. 水力発電

発電出力が 1 kW 以上 1,000kW 以下（単機出力は 1 kW 以上）であること。

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率 (重力加速度)}$$

※kW 単位の小点数以下を切り捨て

4. 地熱発電

特になし

5. バイオマス発電

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

①バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、②の要件を不要とします。

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とします。

②発電出力が 10kW 以上であること。

※副燃料として、化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含みますが、熱利用設備に係る部分は助成対象外です。

6. 1～5の組み合わせ（複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電の場合）

再生可能エネルギー発電設備の出力合計が 10kW 以上であること。

7. バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）をいいます。

次の全ての要件を満たすものとします。

- ① バイオマス発電設備と併せて設置すること。
- ② バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1,2,3… の総和

B: バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量 (Nm³/h 又は kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³ 又は MJ/kg)、複数種の場合は m=1,2,3… の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100% とします。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 13 年東京都条例第 34 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする

※ただし、離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）については、③及び④の要件は不要とする。

- ③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ ガス製造量：100 Nm³/日以上
- ・ 低位発熱量：18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上

- ④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ 製造量：固形化 150kg/日以上
液 化 100kg/日以上
ガス化 450Nm³/日以上
- ・ 低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上
液 化 16.75MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上

ガス化 4.19MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上

※製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備の燃料として使用するものとします。FIT 制度又は FIP 制度の認定を受けた発電設備の燃料として使用してはなりません。

8. 蓄電池

次の全ての要件を満たすものとする。(リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も含む。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、下記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。)

- ①再エネ電気等の調達事業に併設するものであること。
- ②定置用であること（可搬式は不可。）。③都内特定施設に設置する場合は、電力系統からの電気に対し再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先して蓄電すること。
- ④類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。

2.4 助成対象経費（交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

	助成対象経費の例		助成対象外経費の例
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	①実施設計費（契約後に作成された図面、構造設計、数量調査等） ②掘削調査費 ※地熱発電方式に限る	①基本設計費 ②事前調査費（ただし、地熱発電システム導入のための掘削調査費用は助成対象とします。）
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	再エネ発電設備（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等） ※発電設備の増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。	①電力会社等申請費用、建築確認 ②土地の取得及び賃借料（リース代） ③建屋
	機械装置、電気制御装置、配管・ケーブル等の材料費及びこれらに附帯する設備に要する経費	再エネ発電付帯設備（架台、接続箱、集電箱等）	
	①購入費	系統受変電設備（連系用遮断器から再エネ発電設備側の連系用遮断器、昇圧変圧器、所内変圧器等）	連系用遮断器から連系点までの設備（構内柱、PAS、高圧ケーブル等）
	②製造（改造を含む）費	出力制御装置、計測装置、モニター、エクステンダー（モニターへの増幅器）、オプティマイザー、マイクロインバーター、追尾式架台等の高効率化に資する機器等	日射計、気温計、避雷針
	③輸送費	※発電に関する計測は対象、系統側への逆潮流を監視する装置（マルチメーター等）は1台に限り対象。	
	④保管費	蓄電池（定置用かつ本事業に併設するもの。発災に伴う停電時利用のコンセント等も含む）。※可搬式及び増設は対象外。	過剰であるとみなされるもの、予備又は将来用のもの
	運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの	その他発電システムに必要な不可欠なもの ※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。 ※機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、助成対象とします。 ※フェンスは、安全確保の目的で発電所との境界に設置する必要不可欠・最低限なものに限り助成対象とします。	中古品（ただし、電動車の駆動用等）に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムで未使用品であるものは助成対象）
	①計測機器		
	②データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用に限る。）		
	③表示装置（ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。）		

工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	※以下は、上記設備費の助成対象設備付帯に限る 機械基礎工事費（ただし、必要最低限の工事のみ） 法令で定められている必要不可欠な工事業計画策定ガイドラインに係るフェンス工事	左記の機械基礎以外の工事費 土地造成、整地、地盤改良工事及びそれらに準じる基礎工事等
		据え付け等の工事費	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用、産廃処分費
		配線ケーブル、配管等の材料費・工事費	植栽、防草シート及び外構工事費
		法令で義務付けられている工事費	仮設電源工事費（電源車、発電機等）
		機械設置に必要な足場の仮設費	
		防水・補強・塗装工事費（設備設置後の実施が不可能な場合）最低限必要とする範囲	建屋工事費、既設設備・装置に係る改修費等
		諸経費、一般・現場管理費、共通仮設費、法定福利費、機械損料、養生費	使用前自主検査費用、使用前自己確認費用
		試運転調整費	
		主任技術者立会費	
その他			消費税及び地方消費税
			振込手数料
			各種保険、延長等標準外の保証費用、通信費用
			FIT、FIP 認定の売電を行うシステム

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

また、導入する設備等の一部のみを助成対象として申請することは出来ません。

➤ 次の場合は、助成対象外とします。

①公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

②消費税及び地方消費税

③金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く。）、助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費、消防システムに関わる経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

※太陽光パネル等の予備品を購入する必要がある場合は本事業とは別の契約とするか、助成対象外機器として記載してください。

⑤都の資金を原資とした助成金を受給した又は今後受領する予定のある経費

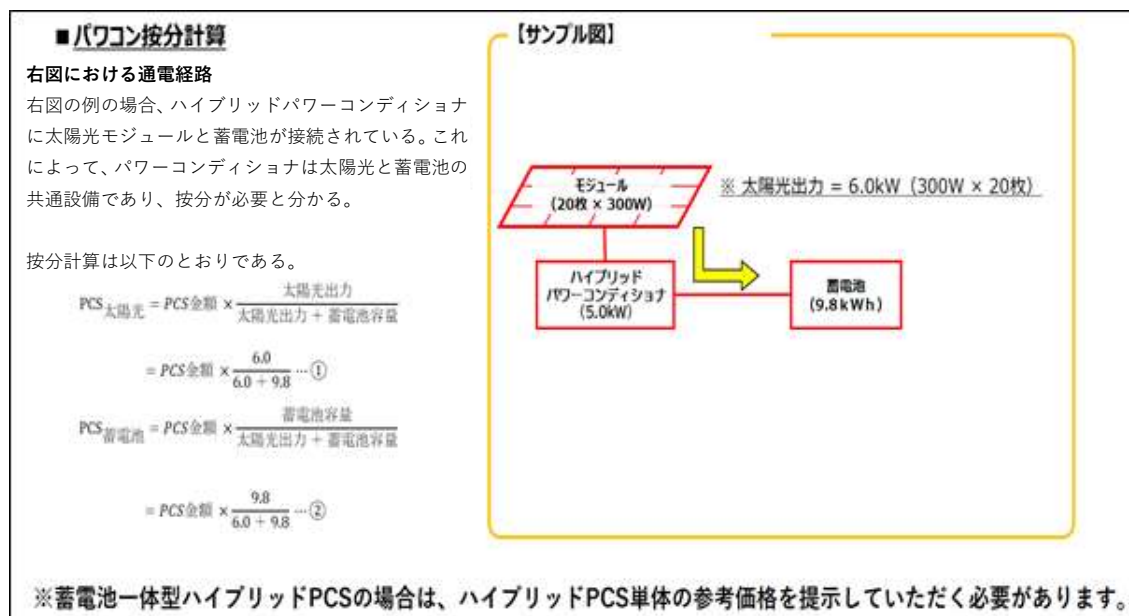
※都、公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 配管及び配線

助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

➤ 複数の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合

共通利用設備等の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。以下に例を示します。



➤ 電気自動車へ充放電できる機能を有するパワーコンディショナ(以下、TPCS とします。)を導入する場合

・全額助成対象となる場合

防災協定に係る発災時計画において、地域住民等が保有する電気自動車への給電を目的とする場合は、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の全額を助成対象とします。

・全額助成対象とならない場合

上記以外で TPCS を導入する場合は、電気自動車へ充放電できる機能※は、助成対象外の機能とみなすため、TPCS 本体購入費と設置に係る工事費の 2/3 を助成対象経費とします。

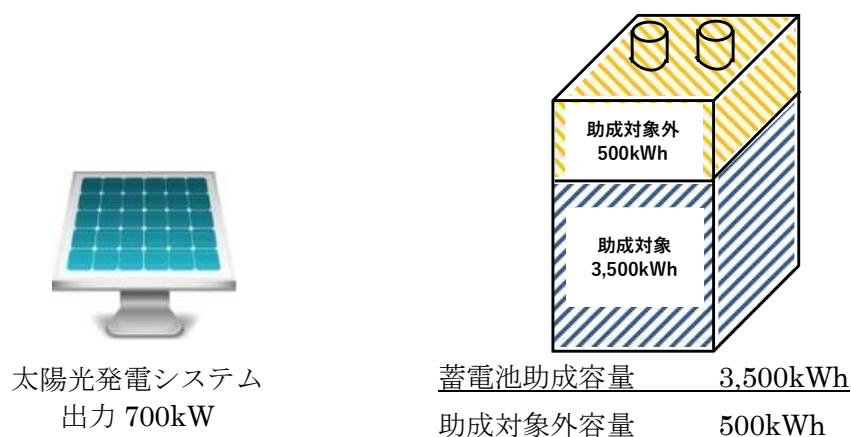
※助成対象設備を設置した施設への来訪、保管を目的とした電気自動車への充放電
 なお、電気自動車を蓄電池として利用することは本事業では認められません。

➤ 蓄電池を導入する場合

①都外再エネ発電設備設置施設側、都内特定施設側のどちらに対しても併設可です（バーチャルPPAの場合は都内特定施設側に限ります。）。

②「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「5時間」までを助成対象の蓄電池容量とします（再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます。）。

〈例〉太陽光発電システム出力700kW、蓄電池：4,000kWhの場合



蓄電池の助成対象経費となる蓄電容量は最大 3,500kWh（700kW×5時間）となり、3,500kWh を超える部分は助成対象外となります。

③蓄電池単独設置の場合、「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「1時間」まで又は定格容量の 1/5 のどちらか低い値以上の電力を蓄電池に保持しなければなりません。

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者及び共同申請者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。

＜利益等排除について＞

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象事業者及び共同申請者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合（例）

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社（助成対象事業者及び共同申請者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

〔原価と証明できない場合〕

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1－自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

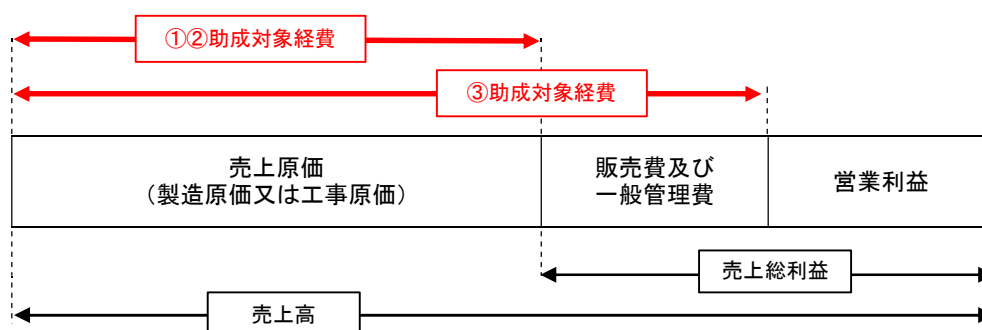
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）＋ 経費等（販売費及び一般管理費）

〔原価及び経費等を証明できない場合〕

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1－調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、注意してください。

2.5 助成金の額（交付要綱第7条参照）

「2.4 助成対象経費」について、本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、以下の表に示す助成率を用いた金額とします。

種別		都内施設に供給する種類ごとの助成率		対象設備の助成上限額	
		フィジカル PPA	バーチャル PPA	特別高圧 以外	特別高圧
同時設置 ※1	再エネ発電 設備	<u>3分の2以内</u>	<u>2分の1以内</u>	<u>3億円</u> ※2	<u>6億円</u> ※3
	蓄電池	<u>3分の2以内</u>			
単独設置	再エネ発電 設備	<u>2分の1以内</u>	<u>3分の1以内</u>	<u>2億円</u>	<u>5億円</u>
	蓄電池	3分の2以内		1億円	

※1 蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の場合に限る。なお、蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

※2 再エネ発電設備と蓄電池あわせて3億円とする。

※3 再エネ発電設備と蓄電池あわせて6億円とする。

(1)フィジカル PPA

【太陽光発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分以上）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×2/3＋蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×20万円/kW＋蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×2/3＋蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×13万円/kW＋蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×2/3＋蓄電池の助成対象経費×2/3－国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×20万円/kW＋蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh－国等の補助額
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×2/3＋蓄電池の助成対象経費×2/3－国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×13万円/kW＋蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh－国等の補助額

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

【太陽光以外の再エネ発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分以上）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×2/3+蓄電池の助成対象経費×2/3
特別高圧	②再エネ発電設備の助成対象経費×2/3+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×2/3+蓄電池の助成対象経費×2/3—国等の補助額
特別高圧	②再エネ発電設備の助成対象経費×2/3+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh—国等の補助額

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

【太陽光発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分未満）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×15万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×10万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3—国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×15万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh—国等の補助額
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3—国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×10万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13万円/kWh—国等の補助額

【太陽光以外[※]の再エネ発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分未満）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別 高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3
特別高圧	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別 高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額
特別高圧	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額

(2) バーチャル PPA

【太陽光発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分以上）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別 高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×15 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×10 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別 高圧 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×15 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額
特別高圧	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×10 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

【太陽光以外の再エネ発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分以上）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3
特別高压	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額
特別高压	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/2+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

【太陽光発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分未満）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×10 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh
特別高压	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3 ②太陽光発電システム出力（kW）×6 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×10 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額
特別高压	以下のいずれか小さい額で決定 ①太陽光発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額 ②太陽光発電システム出力（kW）×6 万円/kW+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh— 国等の補助額

【太陽光以外の再エネ発電設備と蓄電池を同時設置する場合（蓄電池容量が1時間分未満）】

設備種別	本事業単独で受給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3
特別高压	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池定格容量（kWh）×13 万円/kWh

設備種別	国等の補助金等と併給する場合
特別 高压 以外	以下のいずれか小さい額で決定 ①再エネ発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池の助成対象経費×2/3— 国等の補助額
特別高压	②再エネ発電設備の助成対象経費×1/3+蓄電池定格容量(kWh)×13万円/kWh— 国等の補助額

(3) 蓄電池単独設置の場合

本事業単独で受給する場合
以下のいずれか小さい額で決定 ①助成対象経費×2/3 (助成率) ②蓄電池定格容量(kWh)×13万円/kWh

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

国等の補助金等と併給する場合
以下のいずれか小さい額で決定 ①助成対象経費×2/3 (助成率) — 国等の補助額 ②蓄電池定格容量(kWh)×13万円/kWh — 国等の補助額

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量の5時間以上の場合、5時間分までの容量を助成対象とします。

(4) 1事業当たりの助成金の上限額及び端数について

再エネ発電設備種別	蓄電池	助成上限額
特別高压	再エネ発電設備の発電容量 ×1時間以上	6億円 ※
	再エネ発電設備の発電容量 ×1時間未満	再エネ発電設備分:5億円 蓄電池分:1億円
	—	5億円
特別高压以外	再エネ発電設備の発電容量 ×1時間以上	3億円 ※
	再エネ発電設備の発電容量 ×1時間未満	再エネ発電設備分:2億円 蓄電池分:1億円
	—	2億円
—	単独設置	1億円

※蓄電池分が1億円を超えることも可

➤ 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

(5) 一助成事業者（共同申請者を含む）が、下記の申請期間毎に1回以上申請を行う場合の合計額

- 第一回申請期間(令和7年4月1日～令和7年9月30日) : 6億円
- 第二回申請期間(令和7年10月1日～令和8年3月31日) : 6億円

なお、第一回申請期間中で、受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた場合は、第二回申請期間の募集を行いません。

2.6 交付の条件（交付要綱第11条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 善良なる管理者の注意をもって助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱、本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し又は整備し効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(2) 交付決定が取り消された場合はそれに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第22条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

(3) 助成金を返還請求された場合は納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第23条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第24条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付してください。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第25条第2項の規定に基づき延滞金を納付してください。

(4) 報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

(5) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの再エネ電気等の調達に関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量、工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。

(6) 都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者（2者以上いる共同申請の場合は、電力需要家を含む。）は、都又は公社が都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの再エネ電気等の調達に関する取組の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

(7) 助成事業に係る取組等を公表すること

助成事業者（2者以上いる共同申請の場合は、電力需要家を含む。）は、設置した再生可能エネルギー発電設備の概要、設置場所、設置目的等、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの再エネ電気等の調達の取組について、他の事業者の参考となる情報をインターネットの利用により公表してください。

(8) バーチャル PPA の助成事業者は、再エネ電力証書を都内特定施設で利用しなければなりません。都又は公社が求めた場合、以下の資料の提出により利用実績を報告していただく場合があります。

- ア 再エネ電力証書の写し
- イ 再エネ電力証書における最終所有者が確認できる資料
- ウ 再エネ電力証書における使用用途が確認できる資料
- エ その他助成金相当分が電力需要家に還元されていることが確認できる資料

(9) 他の事業所等において助成事業と同様の取組の実施を検討すること

助成対象設備からの電力供給を受ける施設の所有者が、複数の事業所等を有する場合にあつては、助成事業を実施しなかった他の事業所等について、助成事業と同様に都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの再エネ電気等の調達の取組の実施を検討してください。

(10) 人権尊重のためのガイドライン遵守に努めること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議が公表している「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（最新版）を遵守するよう努めてください。

(11) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。また、共同申請者に関してもこれらを遵守してください。

2.7 契約等（交付要綱第12条参照）

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取若しくはその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合は、この限りではありませんが、必ず事前に公社へ相談してください。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合とは、特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合などを指します。

具体的な事案がある場合は、必ず事前に公社へ相談してください。

- ・助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。

3. 申請手続き

3.1 募集期間

令和7年度交付申請期間：

第一回申請期間 令和7年4月1日から令和7年9月30日17時まで 必着

第二回申請期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日17時まで 必着

- ・受付期間を過ぎた後に到着した申請書は、受理できませんので注意してください。
- ・受理前に申請内容を公社が確認し、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合などにおいて、公社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに修正を行わないときは、申請を撤回したものとみなします。申請は受理されませんので注意してください。
- ・公社のメールサーバー等のシステムに記録された時間を基準とします。送信等のトラブルに伴う不着、その他申請者側のシステムに起因することについて、公社は責任を負いません。
- ・交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をお持ちいただくようお願いいたします。
- ・上記期間に受理された交付申請書は、受理ができた順に審査を行います。
- ・受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日の17時（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- ・予算超過日に申請書類が到着した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した受理件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。

3.2 実績報告締切期限

提出期限： 令和12年11月29日 17:00 必着

- ・期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。
- ・公社のメールサーバー等のシステムに記録された時間を基準とします。送信等のトラブルに伴う不着、その他申請者側のシステムに起因することについて、公社は責任を負いません。
- ・工事等遅延により報告期日を遅らせることは原則認められませんので、事業計画には十分な余裕をもって申請してください。

3.2 申請書類

助成対象事業者は、「4. 申請書類提出方法」を参考に申請書類一式を作成し、公社に提出してください。

申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite2>

- ・申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は受理されません。また、受理された場合でも不交付決定になることがあります。
- ・必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。
- ・申請書類は、交付申請時に提出した形式で実績報告時まで対応してください。助成金の

支払いが完了するまで申請の形式を変更することはできません。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。

- ・助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、実施要綱第5条第1項第二号（本手引き 2.2②）に該当し、同条第4項各号（本手引き 2.2③）に該当しないものでなければなりません。
- ・手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようしなければなりません。なお、手続きにおいて疑義が生じた場合、公社から申請者へ直接連絡を取る場合があります。
- ・公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。
- ・交付決定通知書、助成金確定通知書等公社からの通知文の送付については、助成対象事業者に対して行います。ただし、助成対象事業者が手続代行者に対する通知文の送付を求めた場合、手続代行者へ送付します。手続代行者は通知文が手元に到着したら、速やかに助成対象事業者に共有してください。なお、手続代行者への郵送を希望する場合は、手続代行者への郵送先がわかる資料（登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し等）を提出してください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、注意してください。

3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

- ・リースにて助成対象設備を設置しようとする場合は、次の点に注意してください。
 - ①助成対象設備の所有者であるリース事業者と助成対象設備のリース使用者及び需要家と共同申請を行ってください。
 - ②リース事業者及びリース使用者は、助成対象事業者の要件を満たす者としてします。
 - ③リース事業者は、1申請につき1社としてします。
 - ④リース事業者が本助成金の交付を受けようとする場合におけるリース契約については、リース料から助成金相当分が減額されていることとし、助成金相当分が需要家に還元されていることが証明できる（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示している）書類を必ず添付してください。
 - ⑤同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません。
 - ⑥助成対象設備は、処分制限期間中に処分することはできません。なお、処分制限期間内に処分を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとします。

- ・申請者区分の例は以下のとおりです。原則は都内の電力需要家を助成対象事業者とします。

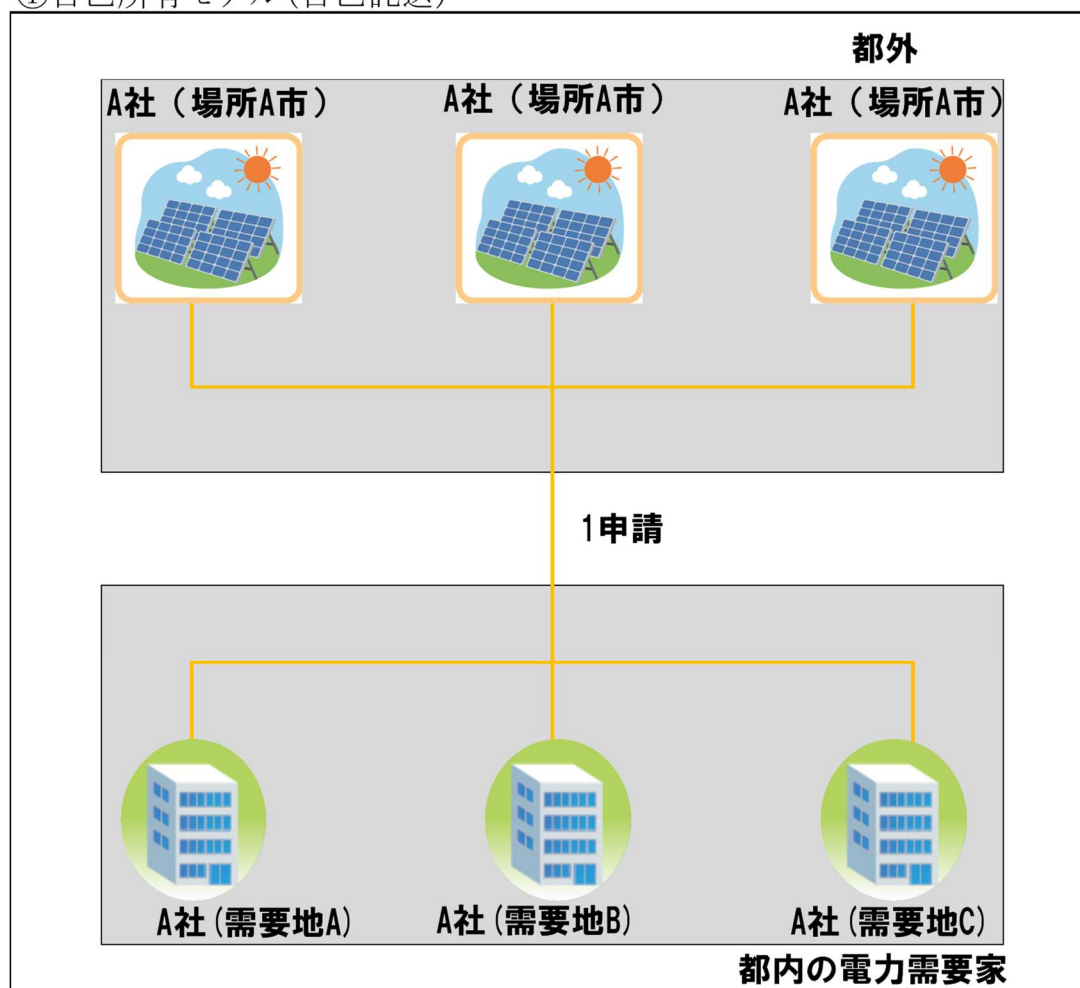
事業形態	想定スキーム	リース	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
第三者所有モデル	コーポレートPPA	無	電力需要家	発電事業者	(小売電気事業者※ ¹)	-
		有	電力需要家	リース事業者	発電事業者	(小売電気事業者※ ¹)
自己所有モデル	自己託送	無	電力需要家	(発電事業者※ ²)	-	-

- ※1 コーポレート PPA に小売電気事業者が含まれる場合は、共同申請者に含めることができます。
- ※2 発電事業の運営・管理等を電力需要家又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

- ・申請単位は以下のとおりです。なお、建物や企業ごとではなく、1 需給契約を需要家単位とします。需要家が複数いる場合は、任意の需要家 1 社が代表し助成対象事業者として申請してください。

【自己託送】 1つの申請書で申請可能な場合①

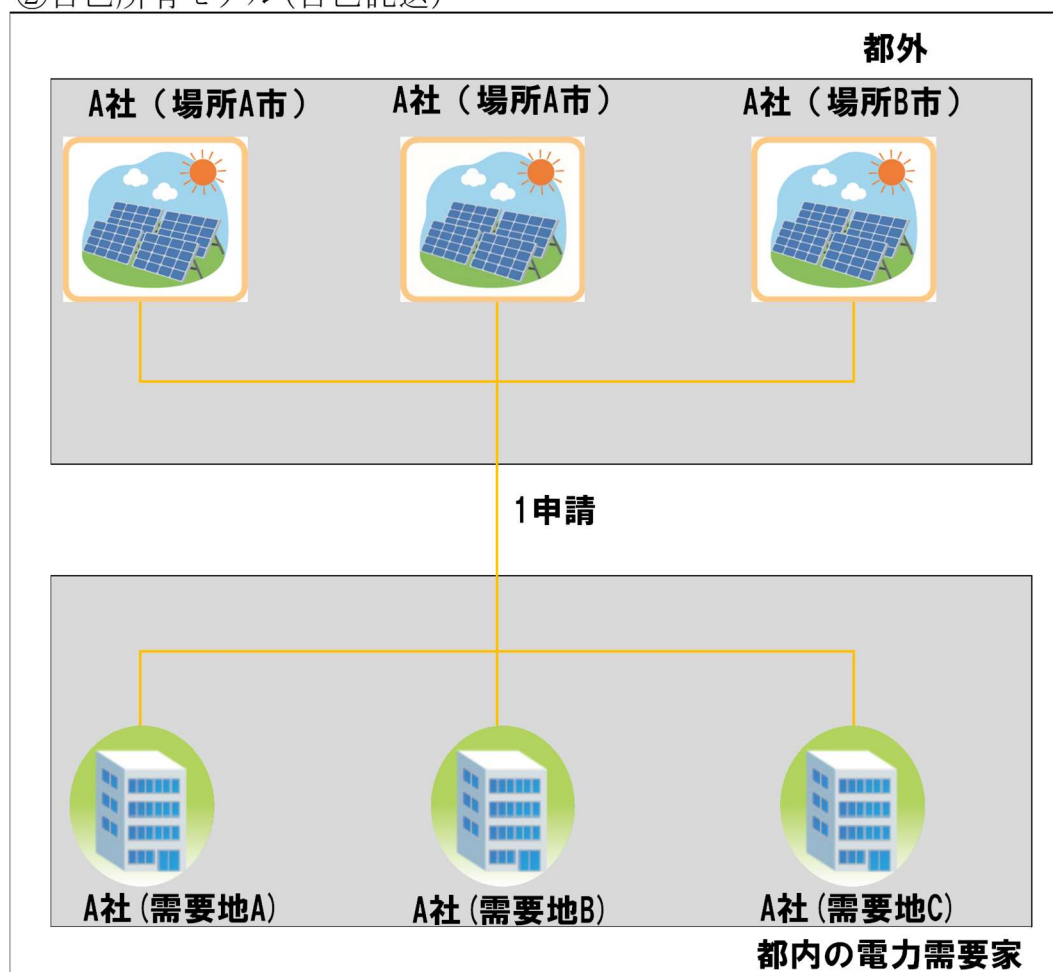
①自己所有モデル(自己託送)



- ※発電事業の運営・管理等を電力需要家（A 社）又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

【自己託送】 1つの申請書で申請可能な場合②

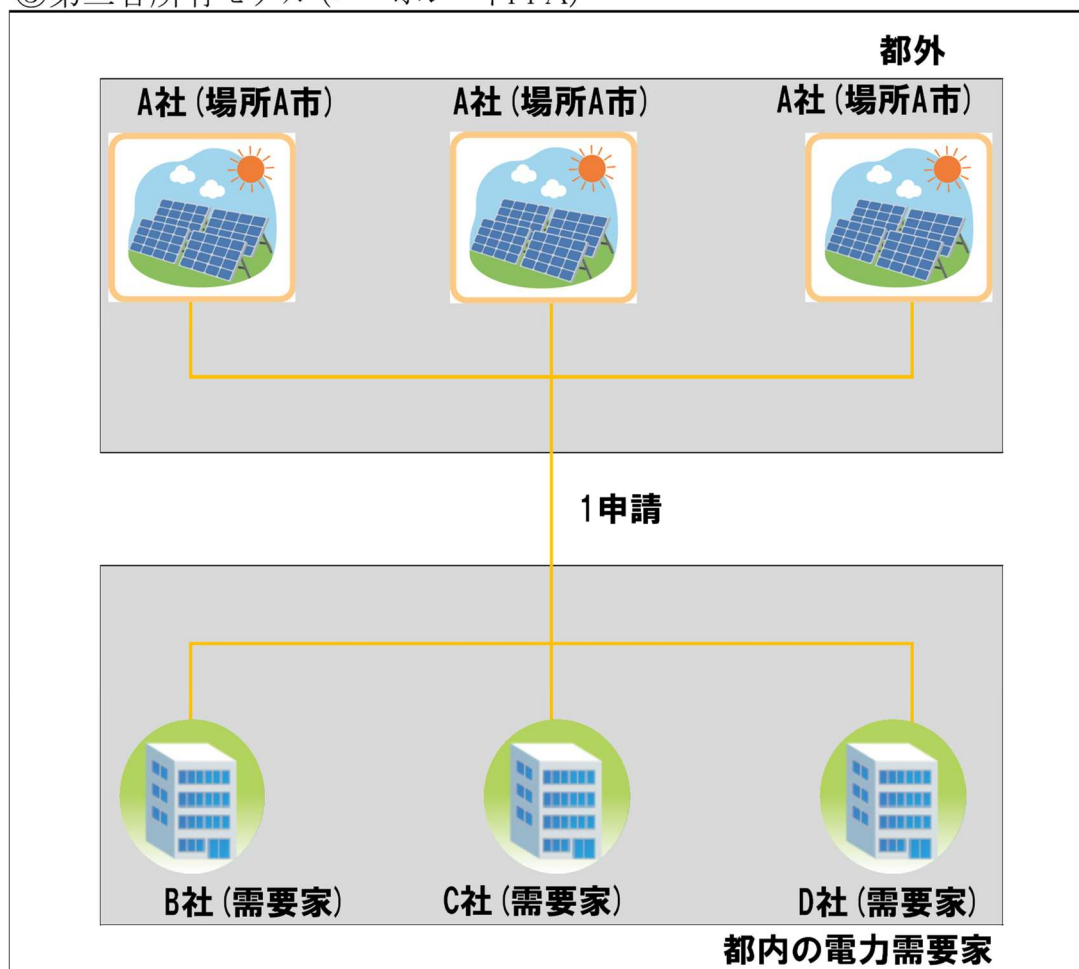
②自己所有モデル(自己託送)



※発電事業の運営・管理等を電力需要家（A社）又はリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

【第三者所有モデル】 1つの申請書で申請可能な場合①

③第三者所有モデル(コーポレートPPA)



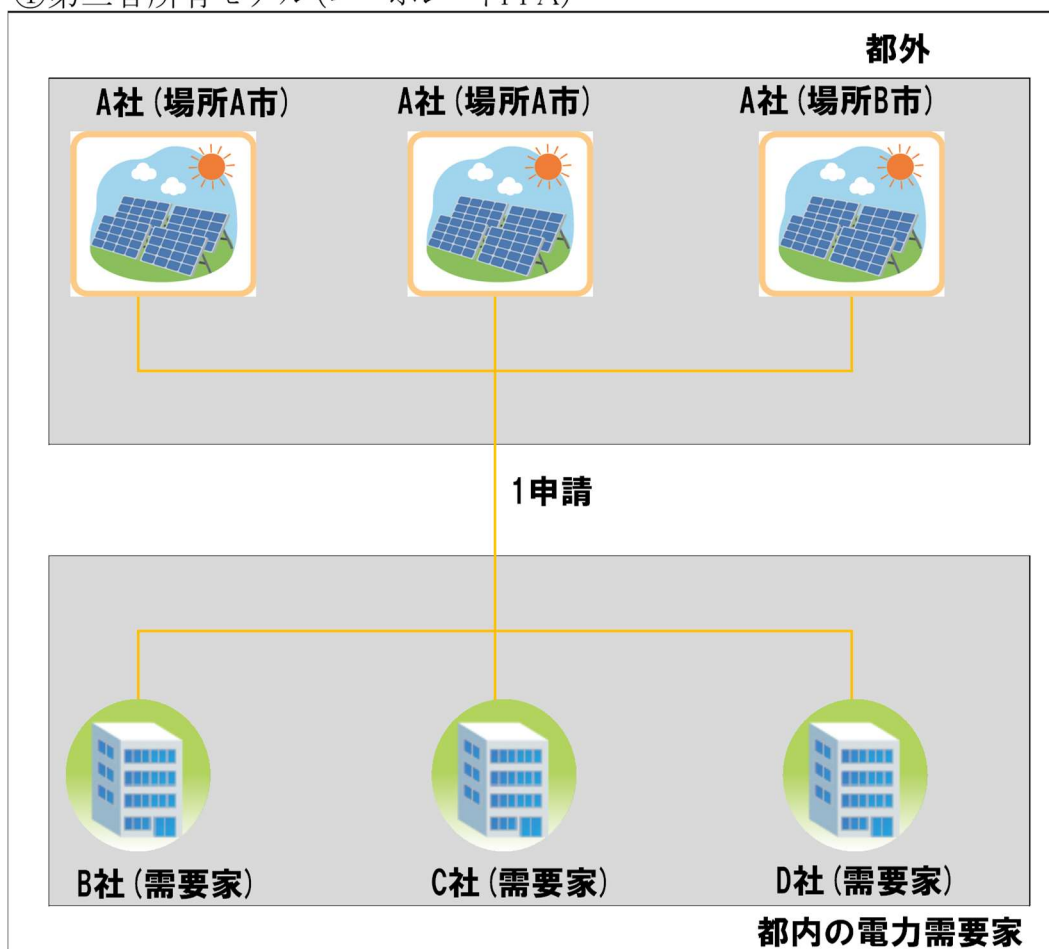
	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③	共同申請者④
リースなし	B社※	C社※	D社※	A社	-
リースあり	B社※	C社※	D社※	A社	リース会社
小売電気事業者 なし	B社※	C社※	D社※	A社	-
小売電気事業者 あり	B社※	C社※	D社※	A社	小売電気事業者

※任意の需要家1社を申請代表者として助成対象事業者とし、その他の需要家を共同申請者としてください。

※共同申請者となる需要家が数多くあり、申請様式に記載できない場合は公社に相談してください。

【第三者所有モデル】 1つの申請書で申請可能な場合②

④第三者所有モデル(コーポレートPPA)



		助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
申請①	リースなし	B社※	C社※	A社	-
	リースあり	B社※	C社※	A社	リース会社
	小売電気事業者なし	B社※	C社※	A社	-
	小売電気事業者あり	B社※	C社※	A社	小売電気事業者
		助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②	共同申請者③
申請②	リースなし	D社	A社	-	-
	リースあり	D社	A社	リース会社	-
	小売電気事業者なし	D社	A社	-	-
	小売電気事業者あり	D社	A社	小売電気事業者	-

※任意の需要家1社を申請代表者として助成対象事業者とし、その他の需要家を共同申請者としてください。

- ・ 交付申請時から実績報告時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者について、記名が必要な主な書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については 4.3 提出書類一覧を参照。）。

申請様式		助成事業関係者の区分		
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者
助成金交付申請書	第 1 号様式	○	○	○
誓約書	第 2 号様式	チェックのみ		
実績報告書兼助成金 交付請求書	第 11 号様式	○	-	-

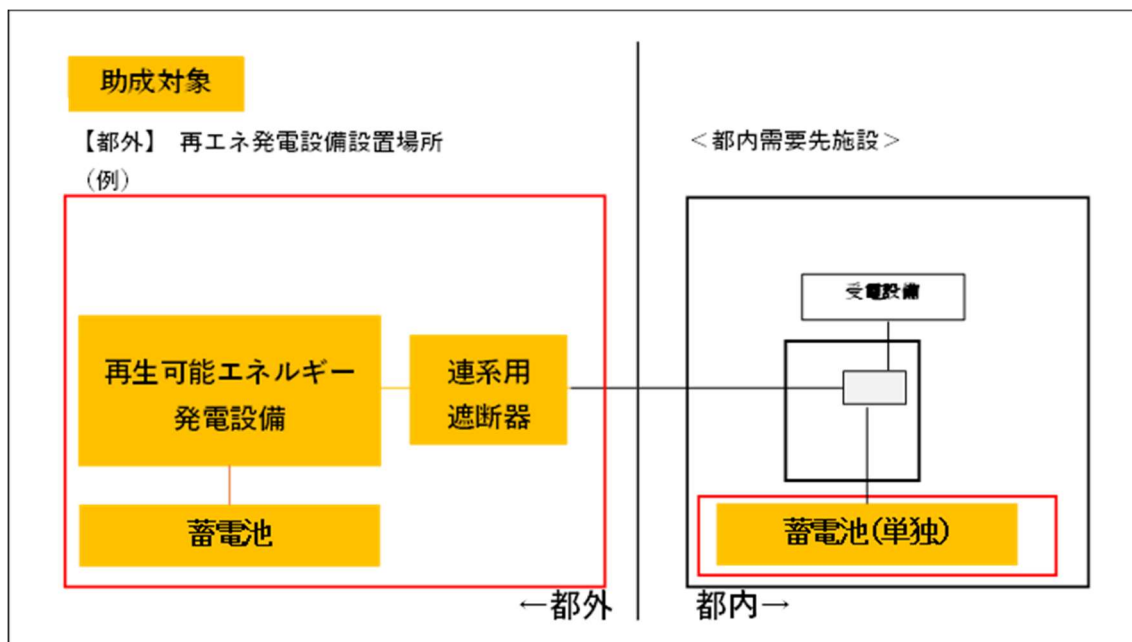
- ・ 交付申請時において、助成対象事業者、共同申請者及び手続代行者にご用意いただく公的書類は以下のとおりとします（その他の提出書類については 4.3 提出書類一覧を参照。）。

申請様式		助成事業関係者の区分		
		助成対象事業者	共同申請者	手続代行者
登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料 1	○	○	-
青色申告者であることを証明する書類（写し）直近 1 か年分				
設置場所（建物又は土地）及び都内特定施設の全部事項証明書の写し	添付資料 2	○	○	-

- ・助成対象範囲は、次のとおりとします。

①再生可能エネルギー発電等設備を導入する場合

⇒再生可能エネルギー発電設備、蓄電池から連系用遮断器までを助成対象範囲とします。蓄電池を都内特定供給先に単独設置する場合、蓄電池から分電盤に接続する配線等までが助成対象となります。



②複数の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合

⇒共通利用設備の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。

- ・申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、注意してください。

①助成対象設備の仕様については、機器カタログや図面などを用いて記載してください。

②電力の計測点（電力：電流・電圧、蒸気圧）は、機器配置図に明記してください。

③再生可能エネルギー発電設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について ※熱利用設備は対象外】
 発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の補助金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前に公社に相談してください。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】
 発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前に公社に相談してください。

3.5 審査

(1) 審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等の審査により行います。手順は、次のとおりです。

- ・「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。不足書類や不備があるものは受理できません。提出期限までに不備修正や不足分を提出しても受理されない場合、審査対象とはなりません。また、公社が修正を求めた日の翌日から30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに不備修正をしなければ申請を撤回したことになります(3.1参照)。
- ・助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。
- ・審査期間中に設計変更や公社からの不備指摘等により、交付申請額の増額が見込まれる場合、同一申請での交付申請額の増額は認めていません。交付申請額の増額を希望する場合は、公社の予算超過や工事遅延等を考慮の上、申請を取下げ、再申請してください。
- ※審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。
- ※審査結果については、交付の可否を書面等で通知します。
- ※審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係わる経費は、助成対象事業者にて負担してください。
- ※申請の受理後に助成対象事業者の都合で取下げる場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外いたします。

(2) 審査基準

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、不交付とします。

- ①助成事業の内容が、実施要綱、交付要綱の要件を満たしていること。
- ②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

< 審査項目表 >

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	助成対象者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること。
2. 助成対象設備	(1) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること。
	(2) 発電電力量の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定などにより合理的に決められていること（計算根拠の妥当性等）。
3. 助成対象経費	価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと。
4. 助成事業計画	(1) 供給先との調整 (該当する助成対象設備により評価)	再エネ電気等供給事業を行うにあたり、供給先との調整が適切にされていること。
	(2) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	助成対象事業を実施するに当たって問題がないこと。
	(3) 設備の保守計画	助成対象設備の保守管理が適切に実施されること。
	(4) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること。
	(5) スケジュール	事業スケジュールが物理的に無理なく期限内に実績報告提出ができること。

※次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元住民等の十分な理解が得られていない場合や許認可の取得がされていない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・助成金交付決定通知書発行から契約締結までに要する時間や工事工程の時間軸が必要以上に要していると判断されるもの
- ・不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限を超過した場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限（公社が修正を求めた日の翌日から起算して 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日まで）を超過した場合は、申請を取下げたものとみなしますので、十分注意してください。

3.6 交付決定

(1) 交付決定（交付要綱第10条参照）

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第5号様式）を送付します（助成対象事業者が手続代行者に対する通知を求めた場合に限り、手続代行者へ送付します。）。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

※助成事業の計画変更の届出を行った場合は、変更後の額を交付決定額とします（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）。

※助成対象事業者が手続代行者に対して交付決定通知書の通知を求める場合、手続代行者に通知することもできます。助成金交付申請書にその旨を記載できます。

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容を確認してください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。再発行等の対応はいたしません。

(3) 申請の撤回（交付要綱第13条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第6号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒ 助成金交付決定通知を受領した日の翌日から14日以内

3.7 助成事業の開始から完了まで

助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。国等他の補助事業と同時期に申請する場合も契約は当助成事業の交付決定以後に行ってください。

(1) 助成事業の承継（交付要綱第14条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」

という。)は、速やかに「助成事業承継承認届出書」(第7号様式)を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承継者が当該助成事業を継続して実施することが適切でないとしたときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消します。

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

(2) 助成事業の計画変更の届出(交付要綱第15条参照)

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ「助成事業計画変更届出書」(第8号様式)を提出してください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

➤ 提出期限 ⇒ あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※金額の内訳を変更し、交付申請時と交付決定額は変わらない場合でも、新たな設備、工事を交付対象に追加することは認められません。

※助成事業の実施体制を変更する場合や、再エネ設置地域との関係構築の内容を変更するときも、助成事業の内容変更該当します。

※変更届出に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

※軽微な変更については変更届出書の提出は必要ありませんが、必ず事前に公社へ相談してください。

【※軽微な変更の例】

- ・助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合(メーカーが後継機種と判断している場合)。
 - ・助成対象外部分の機器が変更となったが、金額変更がない場合(日射計、気温計等)
- ※上記2つの例の場合においても例外が発生した際は、変更届出書の提出をお願いする場合がございます。事前に公社までお問い合わせください。

・公社は、変更届出を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講じます。

・助成事業者が、公社の措置等に基づき計画変更を是正しないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

(3) 事情変更による決定の取消し等(交付要綱第16条参照)

公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(4) 事業者情報の変更に伴う届出(交付要綱第17条参照)

助成事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」(第9号様式)を公社に提出してください。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

(5) 債権譲渡の禁止(交付要綱第18条参照)

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

(6) 助成事業の中止又は廃止の報告(交付要綱第19条参照)

助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止(廃止)届出書」(第10号様式)を公社に提出してください。

➤ 提出期限 ⇒ 速やかに

- ・公社は、助成事業中止(廃止)届出書を受けたときは、必要に応じてその内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講じます。

(7) 助成事業の実績の報告(交付要綱第20条参照)

助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」(第11号様式)及び添付資料を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒助成事業が完了した日から起算して30日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに提出すること

➤ 最終提出期限 ⇒ **令和12年11月29日17時まで(必着)**

- ・複数年度に跨る事業の場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績を報告してください。

- ・助成事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における支出義務額(助成対象経費全額)を支出完了(精算を含む)した日とします。

また、助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い(金融機関による振込)で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として、公社が認めるものがある場合、公社が認める期間までに実績の報告をしてください。

※事業完了が遅延した場合でも最終提出期限を過ぎての提出は認めません。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付（交付要綱第 21 条参照）

公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 12 号様式）により助成金を支払うものとします。

- ・上記の規定により確定する本助成金の額は、第 10 条第 3 項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあっては、変更された後の額）と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し（交付要綱第 22 条参照）

助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

- ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
- ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・再生可能エネルギー発電が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
- ・交付決定日前に、発注、契約書の締結、助成対象設備の施工を行っていた場合
- ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・本手引き及び交付要綱に明記されている事業に必要な提出書類が提出されない場合

公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに「助成金交付決定取消通知書」（第 13 号様式）により当該助成事業者へ通知します。

3.10 不正手続等に対する措置（交付要綱第 22 条の 2 参照）

公社は、助成対象事業者が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成事業者等に対し、次の措置を講じることができます。

この場合において、助成事業者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該助成対象事業者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用します。

- ①第 10 条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消

し、次条の規定による本助成金の返還及び第 24 条の規定による違約加算金の納付の請求

②公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。

③氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

3.11 助成金の返還（交付要綱第 23 条参照）

公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ「助成金返還請求通知書」（第 14 号様式）により通知します。また、助成事業者は、公社から「助成金返還請求通知書」（第 14 号様式）により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第 15 号様式）」により、公社へ報告する必要があります。

3.12 違約加算金（交付要綱第 24 条参照）

「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求いたします。助成事業者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 延滞金（交付要綱第 25 条参照）

助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金がある場合には違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。

助成事業者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.14 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 26 条参照）

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.15 財産の管理及び処分（交付要綱第 27 条参照）

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- ①取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- ②助成事業者は、処分制限期間内、助成対象設備の処分（次の場合を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。なお、この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係る交付要綱の規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用します。
- ③上記の承認を受けようとするときは、助成事業者は、当該変更後所有者と共同で、速やかに「所有者変更承認申請書」（第 16 号様式）を公社に提出しなければなりません。
- ④公社は、上記による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更承認を「所有者変更承認通知書」（第 17 号様式）により通知するものとします。
- ⑤取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって処分制限期間内に処分をしようとする場合は、「取得財産等処分承認申請書」（第 18 号様式）により公社の承認を受けてください。

<参考：処分制限期間>

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17 年 (15 年)
風力発電	17 年
水力発電	20 年
地熱発電	15 年
バイオマス発電	15 年
バイオマス燃料製造	15 年
蓄電池	6 年

- ⑥公社は、上記の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、助成金等交付財産の処分に係る算出金を「財産等の処分に係る納付額通知書」（第 19 号様式）により請求するものとします。
- ⑦助成事業者は、処分に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ⑧公社は、取得財産等の処分を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、「財産等処分承認通知書」（第 20 号様式）により通知するものとします。

3.16 再エネ電気等供給施設の変更（交付要綱第 28 条参照）

- ①助成事業者は、再エネ電気等供給施設の変更をしようとする場合、あらかじめ公社へ「再エネ電気等供給施設変更申請書」（第 21 号様式）を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後 10 年の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- ②公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認め

たときは、当該申請に係る電力供給施設の変更承認を「再エネ電気等供給施設変更承認通知書」(第 22 号様式)により通知するものとします。

3.17 再エネ電気等供給解除の制限 (交付要綱第 29 条参照)

- ①助成事業者は、電力供給施設に対して助成対象設備から得られた電気の供給を解除しようとする場合、あらかじめ公社へ「再エネ電気等供給解除承認申請書」(第 23 号様式)を提出し、公社の承認を受けなければなりません。ただし、供給開始後 10 年の期間を経過した場合、又は事前に公社の承認を得た場合はこの限りではありません。
- ②公社は、上記の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る再エネ電気等供給解除を承認し、公社の定める方法により算出した額を「再エネ電気等供給解除に係る納付額通知書」(第 24 号様式)により請求するものとします。

解除に係る算出金 = 助成金額 - (助成金額 / 120 (箇月)) × 供給開始後経過月数

- ③助成事業者は、再エネ電気等供給解除に係る算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ④公社は、再エネ電気等供給解除を承認しようとする場合には、当該助成事業者に対し、「再エネ電気等供給解除承認通知書」(第 25 号様式)により通知するものとします。

3.18 算出金の請求等 (交付要綱第 30 条参照)

- ①公社は、3.14⑤の承認及び 3.16①の承認を同時にしようとするときは、処分に係る算出金又は解除に係る算出金のうち、いずれか多い額を請求するものとします。また、過去に 3.16③を納付した助成対象事業者が、3.14⑤の承認を行う場合は、処分に係る算出金から解除に係る算出金を控除した額を請求するものとします。
- ②公社は、公社の請求に基づき、助成事業者から算出金が納付されたときは、処分又は解除を承認するものとします。

3.19 助成事業の経理 (交付要綱第 31 条参照)

助成事業に係る帳簿や支出の根拠となる書類について

- ・助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・助成事業者は、上記証拠書類等について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存する義務を負っていただきます。

3.20 調査等、指導・助言 (交付要綱第 32 条、33 条参照)

公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。

- ・本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行って

いない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。

- ・助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.21 個人情報等の取り扱い（交付要綱第 34 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供する他、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。

- ・公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から収集する場合があります。
- ・上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.22 その他

本事業に係る都から公社への事務費の補助期間終了後は、交付要綱並びに手引きにおいて公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとします。

3.23 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式	助成対象事業経費内訳	—
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	事業実施計画書	第8条
第4号様式	助成金交付決定通知書	第10条
第5号様式	助成金不交付決定通知書	第10条
第6号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第7号様式	助成事業承継届出書	第14条
第8号様式	助成事業計画変更届出書	第15条
第9号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第10号様式	助成事業中止(廃止)届出書	第19条
第11号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第20条
第12号様式	助成金額確定通知書	第21条
第13号様式	助成金交付決定取消通知書	第22条
第14号様式	助成金返還請求通知書	第23条
第15号様式	助成金返還報告書	第23条
第16号様式	所有者変更承認申請書	第27条
第17号様式	所有者変更承認通知書	第27条
第18号様式	取得財産等処分承認申請書	第27条
第19号様式	財産等の処分等に係る納付額通知書	第27条
第20号様式	財産等処分承認通知書	第27条
第21号様式	再エネ電気等供給施設変更申請書	第28条
第22号様式	再エネ電気等供給施設変更承認通知書	第28条
第23号様式	再エネ電気等供給解除承認申請書	第29条
第24号様式	再エネ電気等供給解除に係る納付額通知書	第29条
第25号様式	再エネ電気等供給解除承認通知書	第29条

4. 申請書類提出方法

4.1 提出方法

原則として、電子メールで提出してください。

ファイル作成時の注意事項は次のとおりです（※交付申請書、実績報告書等、各種共通）。

- ①ホームページから申請書提出用フォルダを取得してください。
- ②交付申請、助成事業開始届等の親フォルダ内の子フォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。
- ③格納データはPDF形式とし、様式については必ずExcelデータ原本（一式のまま）も添付してください。
- ④格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ⑤次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

申請専用メールアドレス※
saiene-offsite@tokyokankyo.jp

※申請書の受付専用のメールアドレスになりますので注意してください。

4.2 お問い合わせ先

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

事業支援チーム

お問い合わせフォーム

<https://cnt-tokyo-co2down2.form.kintoneapp.com/public/ppa-outside-tokyo>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

4.3 提出書類とその注意事項

(1) 交付申請に必要な提出書類

提出が必要な書類は次のとおりです。提出するファイルの形式は、指定がない限り pdf で提出してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池（単独設置）
1	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○
2	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	○
3	事業実施計画書	第3号様式	○	○	○	○	○	○
4	バイオマス依存率計算書	第3号様式別紙1	-	-	-	-	○	-
5	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	○
6	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	△	△	△	△	△	△
	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分		△	△	△	△	△	△
7	設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料2	○	○	○	○	○	○
8	工事に係る工程表	添付資料3	○	○	○	○	○	○
9	見積書	添付資料4	○	○	○	○	○	○
10	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料5	△	△	△	△	△	△
11	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）	添付資料6	△	△	△	△	△	△
12	システム系統図	添付資料7	○	○	○	○	○	○
13	単線結線図	添付資料8	○	○	○	○	○	○
14	機器配置図	添付資料9	○	○	○	○	○	○
15	対象施設等で必要とされる電力の計算根拠	添付資料10	○	○	○	○	○	○
16	再エネ発電設備から供給される発電量の計算根拠	添付資料11	○	○	○	○	○	○
17	掘削に係る資料	添付資料12	-	-	-	○	-	-
18	バイオマス燃料の調達に係る資料	添付資料13	-	-	-	-	○	-
19	灰等の処分に係る資料	添付資料14	-	-	-	-	○	-
20	低位発熱量を証明する資料	添付資料15	-	-	-	-	○	-
21	バイオマス燃料利用計画	添付資料16	-	-	-	-	△	-
22	バイオマス燃料製造計画	添付資料17	-	-	-	-	△	-
23	リース契約書及びリース計算書（案）	添付資料18	△	△	△	△	△	△
24	自己託送、小売電気事業者を介して供給することに係る申込書（写し）	添付資料19	○	○	○	○	○	△
25	電力購入契約書（写し）、環境価値取引契約書（写し）又は契約書案	添付資料20	△	△	△	△	△	△

26	交付要綱第3条第1項第四号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料21	-	-	-	-	-	△
27	交付要綱第3条第1項第七号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料22	○	○	○	○	○	△
28	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料23	○	○	○	○	○	△
29	交付要綱第3条第2項第二号ア～カいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）	添付資料24	○	○	○	○	○	△
30	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等（写し）	添付資料25	△	△	△	△	△	△
31	都内特定施設の全部事項証明書の写し	添付資料26	○	○	○	○	○	○
32	その他公社が必要と認める書類	添付資料27	△	△	△	△	△	△

○：提出必須、△：必要に応じて提出、－：提出不要

①助成金交付申請書（第1号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「基本情報（印刷不要）」シートに入力した内容が反映されますので確認してください。助成金交付申請額等については、共通様式 助成対象事業経費内訳や添付書類から正しく転記してください。

②誓約書（第2号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象事業者、共同申請者、手続代行者すべてが誓約書に同意する場合、□に☑と記載し、同意した日付を記入してください。
- ・手続代行者が申請する場合は、助成対象事業者や共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・助成対象事業者が共同申請者と申請する場合は、共同申請者から誓約事項にあらかじめ承諾を得たうえで申請してください。
- ・助成対象事業者や共同申請者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合は、施設所有者等に事業実施に同意を得てから申請してください。

③事業実施計画書（第3号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・添付書類から正しく事業実施計画書（第3号様式）へ転記してください。
- ・設備が複数ある場合、設備導入場所ごとに設備概要を提出してください。
- ・設備の型式名や数量、見積明細番号は、図面や見積書等の添付書類と一致したものを提出してください。
- ・設備の仕様が確認できる URL は、https や http から始まる URL を記載し、URL 内で機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。設備の仕様が確認できる URL が記載できない場合は、「設備の仕様内容がわかるもの（カ

タログ・パンフレット等) (添付資料 6)」を提出してください。

- ・太陽光発電設備を申請する場合は、モジュールが認証機関から認証を得ていることが確認できる資料を提出してください。設備の仕様の URL から確認できる場合は提出不要です。
- ・蓄電池を申請する場合は、耐熱性を有していることが第三者機関より証明されていることがわかる資料を提出してください。URL やカタログ等から確認できる場合、提出不要です。
- ・導入効果は、「対象施設等で必要とされる電力又は熱量の計算根拠 (添付資料 10)」と「再エネ発電設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠 (添付資料 11)」のを基に入力してください。
- ・7. 再エネ設置地域との関係構築の記載において、再エネ発電設備の設置を自治体が認め、かつ協定締結を不要とした場合、6. (1) の【概要】に「設置承認及び協定締結不要確認済み」と記載してください。

④ バイオマス依存率計算書 (第 3 号様式別紙 1)

ア. 提出対象となる事業者: バイオマス発電設備を設置する事業者

イ. 注意事項

- ・対象となる様式へ入力してください。

⑤ 助成対象事業経費内訳 (共通様式)

ア. 提出対象となる事業者: 全て

イ. 注意事項

- ・見積書等の添付資料から必要な項目を入力してください。
- ・都助成率、上限金額等は実施事業内容に基づき選択してください。

⑥-1 登記簿謄本 (現在事項全部証明書) の写し (添付資料 1)

ア. 提出対象となる事業者: 個人事業主を除く法人

イ. 注意事項

- ・共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータの提出によることもできます。
- ・「法律により直接設立された法人」(実施要綱第 5 条第 1 項第一号ケ) に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。

⑥-2 青色申告者であることを証明する書類 (写し) 直近 1 か年分 (添付資料 1)

ア. 提出対象となる事業者: 個人事業主

イ. 注意事項

- ・共同申請の場合は、全申請者分を提出してください。
- ・直近 1 か年分の以下の書類と開業届 (写し) を提出してください。
 - a. 税務代理権限証書の写し

- b. 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明（任意様式）
- c. 税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写し
 ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。
 ※電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。
- d. 事業所得に係る納税通知書等の写し等
 ※青色申告を行っていない場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑦設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し（添付資料2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象設備を設置場所の全部事項証明書の写しを申請日からから3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータの提出も可能です。
- ・建物に設置する場合：現在事項全部証明書（建物）（ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。）
- ・土地に設置する場合：現在事項全部証明書（土地）（表題部及び権利部の記載があるもの）
- ・設置場所が登記を要しない場合：事前に公社まで問い合わせしてください。

⑧工事に係る工程表（添付資料3）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 工程表への記載事項

- ・助成対象事業の名称
- ・（申請時点で未実施の場合）住民説明会開催予定日
- ・工事等契約予定日
- ・工事の開始予定日及び完了予定日
- ・試運転の開始予定日及び完了予定日
- ・検収予定日
- ・実績報告書の提出予定日

⑨見積書（添付資料4）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成事業に要する経費及び助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。
- ・「事業実施計画書」（第3号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式）の記載項目と突合できるように番号等を付けその番号等を記載してください。また、機器については「設備の仕様内容がわかるもの」（添付資料6）と整合性を必要に応じてとってください。
- ・経費の区分（設計費、設備費、工事費の区分）及び助成対象経費が明確に分かるよ

うに内訳を記載してください。

- ・競争により請負会社を選定する必要があります。選定方法の確認のため、2社以上
の見積書を提出してください。契約締結は交付決定通知発行後に行ってください。
- ・競争により請負会社を選定する場合は、同等程度の仕様（±10%程度）として認め
られるものを徴収してください。
- ・申請時点で有効期限内であるもの、有効期限が空欄でないものとしてください。

⑩ 自社製品の調達等に係る経費の算定根拠（添付資料5）

ア. 提出対象となる事業者：助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある事業者

イ. 注意事項

- ・提出対象となる事業者は手引き 2.4<利益等排除について>を参考にしてください。

⑪ 設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット等）（添付資料6）

ア. 提出対象となる事業者：「事業実施計画書」（第3号様式）の2. 設備の概要 URL が明示できない事業者

イ. 注意事項

- ・機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。
- ・対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。

⑫ システム系統図（添付資料7）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象設備の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第3号様式）の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式）に記載されている見積書明細番号を記載してください。
- ・発電設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。
- ・太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。

⑬ 単線結線図（添付資料8）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象

範囲外を黒色)、凡例等で示してください。

- ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
- ・助成対象設備の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第3号様式）の2．設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式）に記載されている見積書明細番号を記載してください。
- ・電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- ・太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社まで問い合わせください。

⑭機器配置図（添付資料9）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図を作成してください。
 - ・「事業実施計画書（共通様式）の2．設備の概要」へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。
 - ・太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。
 - ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色）、凡例等で示してください。
 - ・複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。
 - ・助成対象設備の名称の近傍に、「事業実施計画書」（第3号様式）の2．設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」（共通様式）に記載されている見積書明細番号を記載してください。
- ※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社まで問い合わせしてください。

⑮対象施設等で必要とされる電力の計算根拠（添付資料10）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・既築の施設の場合：電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類を直近3ヵ月分提出してください。

※「事業実施計画書（第3号様式）の3．導入効果の計算根拠」には、提出する3ヵ月分を記載することに加え、残り9ヶ月分も電気事業者発行の使用電力量がわかる書類から記載してください。

※必要に応じて、1年分の提出を求めるため、申請時には直近3ヵ月以内から1年分の電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類は保管してください。

- ・新築の施設の場合：積算根拠を明確にした資料を提出してください。

例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料

例2) 同規模の建物（設備の導入施設との面積比±10%）で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料（登記簿謄本（全部事項証明書）の写し、直近1年間の根拠資料）

⑩再エネ発電設備から供給される発電量の計算根拠（添付資料11）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・「事業実施計画書（第3号様式）の3. 導入効果の計算根拠」となるシミュレーションデータを作成してください。
- ・「事業実施計画書（第3号様式）の2. 設備の概要」へ記載した機器の能力と整合性をとってください。
- ・バイオマス発電設備を導入する場合は、「低位発熱量を証明する資料」（添付資料15）に記載された機器の能力と整合性をとってください。
- ・太陽光発電設備については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシミュレーションしてください。

⑪掘削に係る資料（添付資料12）

ア. 提出対象となる事業者：地熱発電を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・調査堀及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等を提出してください。
- ・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。

⑫バイオマス燃料の調達に係る資料（添付資料13）

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・バイオマス燃料の調達計画が確認できるもの（契約書、覚書等）を提出してください。

⑬灰等の処分に係る資料（添付資料14）

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・発生した灰等の処分計画が確認できるもの（契約書、覚書等）を提出してください。

⑳低位発熱量を証明する資料（添付資料 15）

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者

イ. 注意事項

- ・「④バイオマス依存率計算」及び「⑮再エネ発電設備から供給される発電量又は熱量の計算根拠」と整合性がとれること。
- ・低位発熱量を分析した分析報告書、又は製品保証書等を提出すること

㉑バイオマス燃料利用計画（添付資料 16）

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者イ. 注意事項

- ・事業実施計画書（第 3 号様式）の 2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるものを提出してください。

㉒バイオマス燃料製造計画（添付資料 17）

ア. 提出対象となる事業者：バイオマス発電設備を申請する事業者を申請する事業者のうちバイオマス燃料製造装置を導入する事業者

イ. 注意事項

- ・事業実施計画書（第 3 号様式）の 2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるものを提出してください。

㉓リース契約書及びリース計算書（案）（添付資料 18）

ア. 提出対象となる事業者：リース（賃貸借）契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書（案）を提出してください。
- ・交付申請時点で使用料金が決定している場合は、使用料金から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提出してください。ただし、当事者間で助成金額相当分の減額がないことについて合意が取れている場合は、合意が取れていることがわかる資料を提出してください。

㉔自己託送、小売電気事業者を介して供給することに係る申込書（写し）（添付資料 19）

ア. 提出対象となる事業者：自己託送又は、再エネ電源を特定して電力を供給する予定の事業者

イ. 自己託送で電力を供給する場合

- ・発電側：接続検討申込書等
- ・需要側：接続供給兼基本契約申込書等

ウ. 再エネ電源を特定して電力を供給する場合

- ・上記イ. の書類
- ・再エネ電源を特定して電力を供給することがわかる書類

㉕電力購入契約書（写し）、環境価値取引契約書（写し）又は契約書案（添付資料 20）

ア. 提出対象となる事業者：全て（電力購入契約書は自己託送により供給する事業者は除く）

イ. 注意事項

- ・実施要綱第5条第2項の共同申請を行う場合に、電力需要家と発電事業者間で締結する電力購入契約書、環境価値取引契約書又は契約書案を提出してください。

②⑥ 交付要綱第3条第1項第四号を満たすことがわかる資料（写し）（添付資料21）

ア. 提出対象となる事業者：蓄電池を単独で設置する事業者のうち、既に設置されている再生可能エネルギー発電設備から得られた環境価値を電力市場等から都内特定施設に供給する事業者※

※再生可能エネルギー発電設備を設置予定の事業者は除く

イ. 注意事項

- ・都内特定施設に都外再生可能エネルギー発電設備から再エネ電気等が供給されることがわかる資料（契約書（案）等）を提出してください。

②⑦ 交付要綱第3条第1項第七号を満たすことがわかる資料（写し）（添付資料22）

ア. 提出対象となる事業者：都内に単独で蓄電池を設置する事業者を除く事業者

イ. 説明会実施の場合の注意事項

- ・説明会には、助成対象事業者等が出席し、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。
- ・2.1（3）アに記載されている内容を説明してください。
- ・原則として交付申請時点で実施済みとしてください。交付申請前に実施していない場合は、施工開始前までに説明会を実施してください。交付申請時に説明会を実施できない理由と合わせ、工事に係る工程表（添付資料3）に実施予定日を記載してください。

ウ. 事前周知の場合の注意事項

- ・2.1（3）アに記載された項目について、イに記載されている方法により実施したことがわかる資料を提出してください。

②⑧ 交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）（添付資料23）

ア. 提出対象となる事業者：都内に蓄電池単独設置する以外の事業者

イ. 注意事項

- ・助成対象事業者と自治体等との協定書（案も可）、協議書等を提出してください。
- ・助成対象事業者と自治体等との協定等の締結が交付申請時になされていない場合、協定締結を前提に協議していることがわかる資料（議事録等）を提出してください。
- ・助成対象事業者と自治体が協定の締結を前提に話し合いをした結果、自治体が再生可能エネルギー発電等設備の設置を認めた場合かつ協定締結を求めない場合は、当該自治体の事業を所管する管理職以上の記名がある文書等を提出してください。

②⑨交付要綱第3条第2項第二号ア～カいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）（添付資料24）

ア. 提出対象となる事業者：都内に蓄電池単独設置する以外の事業者

イ. 注意事項

- ・ 交付要綱第3条第2項第二号ア～カのいずれか該当する資料を提出してください。

（例）

ア：小売電気事業者との電力供給契約書（案）等、小売電気事業者の商業登記簿

イ：（法人の場合）株主名簿、株主の商業登記簿、（個人の場合）住民票

ウ：施工見積書等、O&M 見積書等、申込先事業者の商業登記簿

エ：需給管理に係る契約見積書等、申込先事業者の商業登記簿

オ：供給先を明記した再エネ電気等供給契約書（案）

カ：公社が認める資料等

③⑩国等の補助金等において受領した交付決定通知書等（写し）（添付資料25）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 国等の補助金の交付を受ける場合に提出してください。
- ・ 交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。

③⑪都内特定施設の全部事項証明書の写し（添付資料26）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 都内特定施設の全部事項証明書の写しを申請日からから3ヵ月以内に発行されたものを提出してください。
- ・ 登記情報提供サービスよりダウンロードしたデータの提出も可能です。
- ・ 新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。

③⑫その他公社が必要と認める書類（添付資料28）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ その他、公社が指示した場合や事業の理解を容易にする必要がある書類等を提出してください。

(2) 実績報告に必要な提出書類

提出が必要な書類は次のとおりです。提出するファイルの形式は、指定がない限り pdf で提出してください。

No.	提出書類	様式	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	蓄電池（単独設置）
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第11号様式	○	○	○	○	○	○
2	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	○
3	工事に係る工程表	添付資料1	○	○	○	○	○	○
4	システム系統図	添付資料2	○	○	○	○	○	○
5	単線結線図	添付資料3	○	○	○	○	○	○
6	機器配置図	添付資料4	○	○	○	○	○	○
7	銘板写真	添付資料5	○	○	○	○	○	○
8	工事写真	添付資料6	○	○	○	○	○	○
9	契約書（写し）	添付資料7	○	○	○	○	○	○
10	請求書（写し）	添付資料8	○	○	○	○	○	○
11	領収書（写し）等の支払いが完了したことがわかる書類	添付資料9	○	○	○	○	○	○
12	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料10	○	○	○	○	○	○
13	試運転結果報告書	添付資料11	○	○	○	○	○	○
14	電力会社との協議内容がわかる資料（写し）	添付資料12	○	○	○	○	○	○
15	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料13	△	△	△	△	△	△
16	リース契約書及びリース計算書（写し）	添付資料14	△	△	△	△	△	△
17	自己託送、再エネ電源を特定して供給することに係る契約書（写し）	添付資料15	○	○	○	○	○	△
18	電力購入契約書、環境価値取引契約書又は契約書（写し）	添付資料16	△	△	△	△	△	△
19	交付要綱第3条第1項第七号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料17	○	○	○	○	○	△
20	交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）	添付資料18	○	○	○	○	○	△
21	交付要綱第3条第2項第二号ア～カいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）	添付資料19	○	○	○	○	○	△
22	再エネ発電設備情報及び再エネ電気等の調達の取組内容が公表されていることがわかる資料	添付資料20	○	○	○	○	○	○
23	振込口座が確認できる資料	添付資料21	○	○	○	○	○	○
24	農地法における転用許可書（写し）	添付資料22	△	-	-	-	-	-
25	再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料	添付資料23	△	△	△	△	△	△
26	その他公社が必要と認める書類	添付資料24	△	△	△	△	△	△

○：提出必須、△：必要に応じて提出、－：提出不要

①実績報告書兼助成金交付請求書（第 11 号様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・添付書類（証拠書類）に基づき正しく記載してください。

②助成対象事業経費内訳（共通様式）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・添付書類（証拠書類）に基づき正しく記載してください。
- ・交付申請時と違いがある場合、該当箇所を明示してください。

③工事に係る工程表（添付資料 1）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

次の事項を記載してください。

- ・助成対象事業の名称
- ・工事等契約日
- ・交付決定日
- ・工事の開始日及び完了日
- ・試運転の開始日及び完了日
- ・検収日（設備・工事をそれぞれ記載）
- ・支払日

④システム系統図（添付資料 2）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑤単線結線図（添付資料 3）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑥機器配置図（添付資料 4）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

竣工後の図面を提出してください（記載方法は、交付申請時と同様です。）。

⑦銘板写真（添付資料 5）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

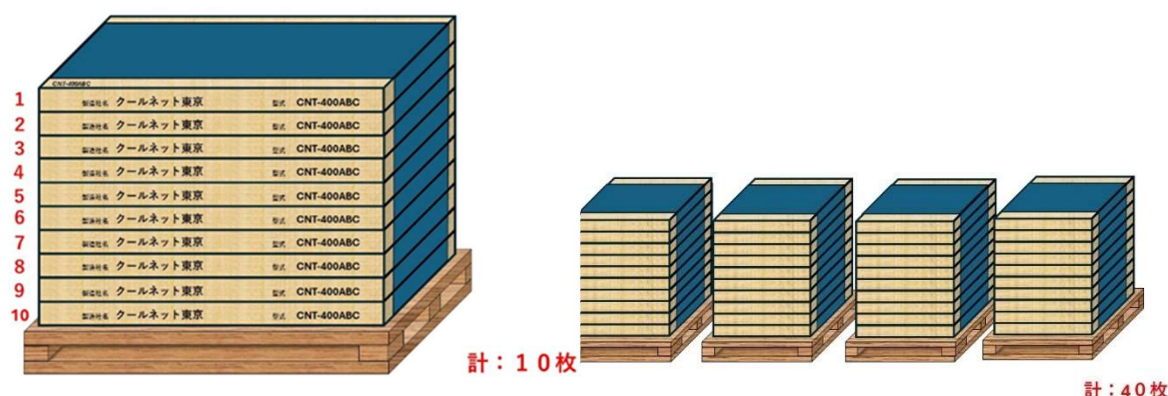
- ・「事業実施計画書」（第3号様式）の2. 設備の概要と型式名等が突合できるようにしてください。
- ・型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が鮮明に読み取れるものを提出してください。設置後、設備の銘板が撮影できない機器等については、設置前に必ず撮影するよう注意してください。
- ・同一型式の機器は、代表となるものを1枚撮影し、提出してください。
- ・1つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影してください。
- ・写真はカラーでpdf化して提出してください。

⑧工事写真（添付資料6）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・助成対象設備の工事前及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。
- ・広大な設置場所に助成対象設備を設置する場合、高所やドローン等を用いた設置前後の全景がわかる写真を撮影することが望ましいです。
- ・「事業実施計画書」（第3号様式）の2. 設備の概要の各機器搬入時に、数量が突合できる写真を撮影し、提出してください。
- ・多量の太陽光モジュール等の写真などは一定数ごとに枠線で囲むなどして、枚数が確実に把握できるようにしてください。
- ・写真はカラーでpdf化して提出してください。
- ・太陽光モジュール等のパレットで同一型式の機器を複数搬入する場合は、1枚のパレット上で数量が確認できる写真とその同一数量が確認できるパレットの写真を提出してください（以下のイメージ図を参考に提出してください。）。



イメージ図：1枚のパレット上で数量が確認できる写真

イメージ図：同一数量が確認できるパレットの写真

⑨契約書（写し）（添付資料7）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 契約書の他に注文書と注文請書を両方提出する場合も可能です。
- ・ 交付決定前に助成事業に関する契約を締結していたこと（注文書並びに注文請書の送受等）が確認されると助成金をお支払いすることができません。

⑩請求書（写し）（添付資料 8）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 宛先（助成事業者名）、請求日、請求内容、単価、数量、請求金額、支払方法（振込先等）、書類の発行元の連絡先を記載してください（必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。）。
- ・ 請求書に請求内訳が添付されていない場合、別途作成していただく場合があります。

⑪領収書等の支払いが完了したことが分かる書類（写し）（添付資料 9）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 領収書を提出する際の注意事項

- ・ 宛先（助成事業者名）、領収金額、消費税額、領収日、発行者名所在地、購入品等の内容が明記されているものを提出してください。

ウ. 振込控を提出する際の注意事項

- ・ 取引金融機関から請求先に振込されたことがわかる取引履歴、明細（画面コピー）等の写しの提出でも可能です。
- ・ 金融機関の窓口での振込の場合は、金融機関の取扱日付、領収印のある振込依頼書等（控）の写しを提出してください。
- ・ ATM 振込の場合は、振込の際に発行される振込明細書（写し）を提出してください。
- ・ インターネットバンキングでの振込の場合は、振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したものを提出してください。
- ・ いずれの振込方法についても振込先の名義・口座番号、日時、振込金額が分かり、請求書等と合致している必要があります。

⑫保証書又は出荷証明書（写し）（添付資料 10）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・ 納品日、納品場所、納品物件、型番、数量等がわかるものを提出してください。
- ・ 納品場所が工事事業者である場合や、工事事業者が一括購入した機器等の一部を助成事業に用いた場合の出荷証明書は認められません。
- ・ 保証書に製造番号が記載されていない場合、検査報告書など他の資料と突合することを確認できれば問題ありません。

⑬試運転結果報告書（添付資料 11）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・設置完了後に試運転した結果をまとめてください。
- ・試運転完了の確認は電気主任技術者の検査報告書によることもできます。

⑭電力会社との協議内容がわかる資料（添付資料 12）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください（例：系統連系に対する検討結果回答書等）。

⑮国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等（写し）（添付資料 13）

ア. 提出対象となる事業者：国等の助成金等において交付額確定通知を受領した事業者

イ. 注意事項

- ・実績報告書提出時に国等の交付額確定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。
- ・交付額の内訳がわかる資料を提出してください。
- ・公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。

⑯リース契約書及びリース計算書（写し）（添付資料 14）

ア. 提出対象となる事業者：リース（賃貸借）契約を行う事業者

イ. 注意事項

- ・リース（賃貸借）契約書を提出してください。
- ・交付申請時に提出した資料について、確定資料（契約書等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。

⑰自己託送、再エネ電源を特定して供給することに係る契約書(写し)（添付資料 15）

ア. 提出対象となる事業者：自己託送又は再エネ電源を特定して電力を供給する事業者

イ. 自己託送で電力を供給する場合

- ・発電側：発電量調整供給契約書等
- ・需要側：接続供給契約書等

⑱電力購入契約書（写し）、環境価値取引契約書（写し）等（添付資料 16）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。

- ・バーチャル PPA で都又は公社が求める場合、必要に応じて以下の書類を提出してください。契約書により確認できる事項は提出する必要はありません。

- 再エネ電力証書の写し
- 再エネ電力証書における最終所有者が需要家であること確認できる資料
- 再エネ電力証書における使用用途が確認できる資料
- その他助成金相当分が電力需要家に還元されていることが確認できる資料

⑩交付要綱第 3 条第 1 項第七号を満たすことがわかる資料（写し）（添付資料 17）

ア. 提出対象となる事業者：都内に単独で蓄電池を設置する事業者を除く事業者

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に提出した資料について、実施後の確定資料（配布資料、議事録等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。

⑪交付要綱第 3 条第 2 項第一号を満たすことがわかる資料（写し）（添付資料 18）

ア. 提出対象となる事業者：都内に蓄電池を単独で設置する事業者以外の事業者

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済協定書等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。

⑫交付要綱第 3 条第 2 項第二号ア～カいずれかを満たすことがわかる資料（いずれも写し）（添付資料 19）

ア. 提出対象となる事業者：都内に蓄電池を単独で設置する事業者以外の事業者

イ. 注意事項

- ・ 交付申請時に提出した資料について、確定資料（締結済契約書、商業登記簿等）を提出してください。交付申請時から変更のない資料についての再提出は不要とします。

⑬再エネ発電設備情報及び電力調達の取組内容が公表されていることがわかる資料（添付資料 20）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

次の事項がインターネット上で公開されていることがわかる資料や URL を提出してください。

- ・ 導入した設備の概要（設備種別、容量等）
- ・ 設備の導入場所及び供給場所
- ・ 導入の目的
- ・ 導入及び電力供給のスキーム
- ・ 再エネ設置地域との関係構築の内容（交付要綱第 3 条第 2 項）

⑭振込口座が確認できる資料（添付資料 21）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が読み取れる資料を提出してください。
- ・口座名義が助成事業者と同一であることが確認できる資料を提出してください。
- ・口座名義が半角カタカナ英数字で記載されていることが確認できる資料を提出してください。
- ・当座預金で通帳がない場合は、小切手帳や取引明細書、当座勘定照合表等の写しを提出してください。
- ・ネット専門銀行で通帳がない場合は、インターネット画面を印刷したものを提出してください。

②④農地法における転用許可書（写し）（添付資料 22）

ア. 提出対象となる事業者：営農型太陽光発電設備を設置した事業者

イ. 注意事項

- ・転用許可を受けたことがわかる資料を提出してください。

②⑤再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料（添付資料 23）

ア. 提出対象となる事業者：バーチャル PPA により再エネ発電等設備を設置した事業者

イ. 注意事項

- ・発電設備認定を受けていることが分かる資料（設備認定証の写し又は発電設備認定の通知メールの写し）等を提出してください。
- ・証書化についての手続き方法等の案内は公社では行っておりませんので、申請者自身でご確認の上、手続きを行ってください。

②⑥その他公社が必要と認める書類（添付資料 23）

ア. 提出対象となる事業者：全て

イ. 注意事項

- ・その他、実績報告内容を説明するために必要な書類等がある場合、提出してください。

② 領収書作成の例 【太陽光発電の場合】

見本

令和XX年XX月XX日

領 収 書収入
印紙

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

創エネ推進部

合計金額(税込)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

但し、 として

上記の金額、正に受領致しました

東京都江東区□□□-3-3-3

TEL:03-22222-2222

事業名：太陽光発電導入事業

領収書No：

見積照会No

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

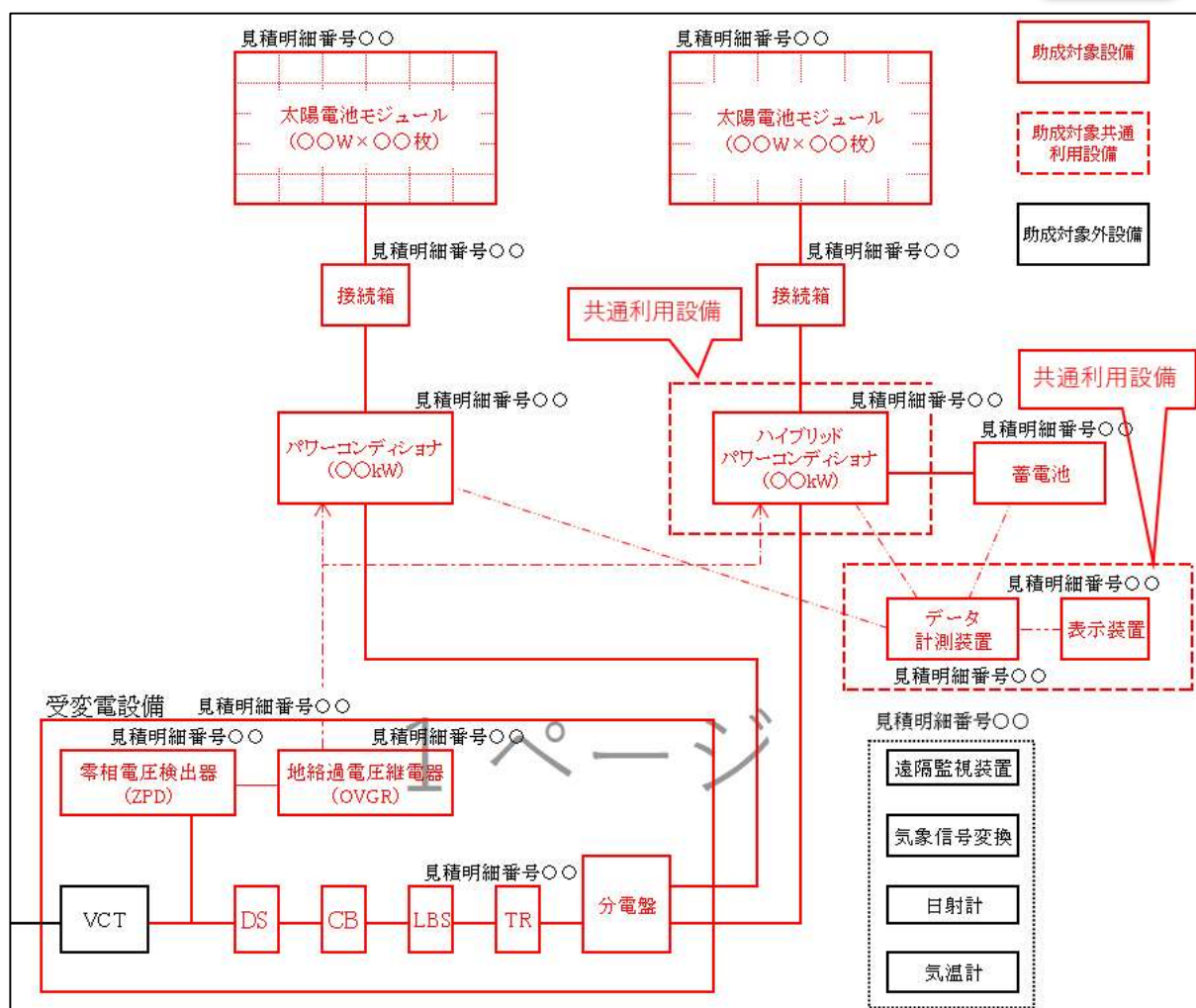
事業費の精算が確認できるよう、領収書等を準備してください。

備考：

③ システム系統図

【太陽光発電の場合】

見本



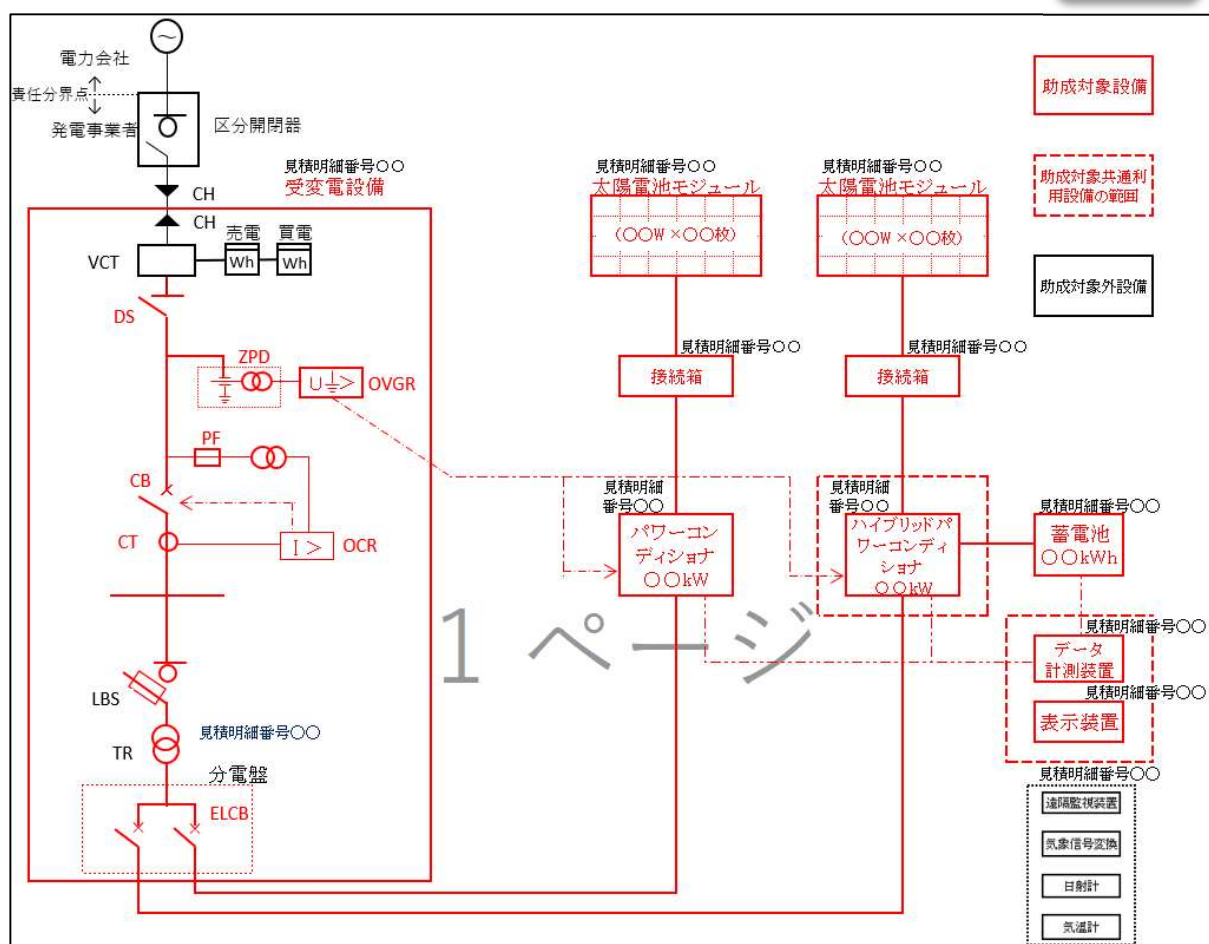
以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- 発電設備については、機器の能力（出力、容量、機器能力）を記載してください。助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を**赤色**、助成対象範囲外を**黒色**）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。

④ 単線結線図

【太陽光発電の場合】

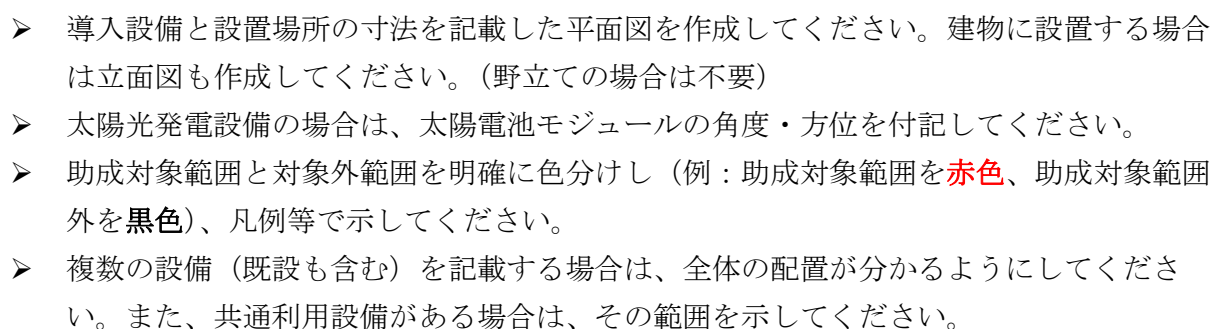
見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし（例：助成対象範囲を**赤色**、助成対象範囲外を**黒色**）、凡例等で示してください。
- 複数の設備（既設も含む）を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

【太陽光発電の場合】



⑥ 交付要綱第3条第2項第一号を満たすことがわかる資料（写し）

【資料作成の例】

見本

〇〇〇〇市
総務課
〇〇 〇〇 様

株式会社 助成対象事業者
代表取締役 〇〇

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）での
非常時における助成対象設備の利活用に係る協定の締結について（依頼）

令和〇年度再エネ電源都外調達事業（都外PPA）助成金申請にあたり、〇市に以下の発電等設備設置を進めております。交付要綱第3条第2項第一号に基づく「非常時における助成対象設備の利活用に係る協定の締結」について、事業概要を助成対象事業者から説明した上で、下記についての意向を確認いたします。

記

1. 設置を検討している発電等設備

住所 〇〇県〇〇〇〇市〇丁目
名称 〇〇太陽光発電所

2. 発電等設備概要

太陽光発電 〇〇kW 蓄電池 〇〇kWh
停電時等非常時に自立型で給電用コンセント（100V/15A）を使える仕様

3. 確認事項

上記設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結することが要件となっております。ただし、自治体のご判断で、再エネ発電設備の設置に反対が無く、かつ協定の締結を求めない場合においてはこの限りではありません。つきましては、上記協定締結の可否についてご検討ください。

以上

株式会社 助成対象事業者
代表取締役 〇〇殿

〇〇〇〇市
総務課 課長 〇〇

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）での
非常時における助成対象設備の利活用に係る協定の締結について（回答）

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）助成金交付要綱第3条第2項第一号に基づく「非常時における助成対象設備の利活用に係る協定の締結」について、以下のとおり回答いたします。

- ☐ 非常時における助成対象設備の利活用に係る協定の締結について、要件を確認いたしました。
☐ 非常時における助成対象設備の利活用に係る協定について、締結を 求めます／求めません。

署名

以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 必ず助成対象事業者（都内需要家）自ら事業概要を自治体に説明し、自治体と助成対象事業者が協議した結果としてください。共同申請者単独での協議等、助成対象事業者が不在の内容の場合は認められません。なお、自治体への事業概要説明は、本事業のHPから最新版のリーフレットを印刷し、行ってください。
- 上記に伴い、助成対象事業者から自治体に発行、自治体から助成対象事業者へ回答
- 協定の締結が不要でも、設備設置を認めることがわかる内容が必要です。（上記例）
- 助成対象設備の所在地を明らかにしてください。
- 協定締結が不要の場合、当該自治体の管理職以上の記名が必要です。（押印は不要）
- 協定締結に当たり自治体から要求事項がある場合、助成対象事業者が応じてください。

6. よくある質問

6.1 助成金制度について

Q. 101 交付申請書の提出から交付決定までの期間はどのくらいですか。

A. 101 書類の受理後2カ月～3か月ほどが目安となります。また、書類に不備があり修正、再提出いただくことになりますと、その期間は審査が止まってしまいます。審査中断期間が長くなるほど交付決定に時間がかかります。

Q. 102 再エネ発電設備の設置地域は、関東圏外（東京電力管外）でも問題ないですか。

A. 102 都外であれば他に制限はありません。実現可能で要件を満たすものであればご申請いただけます。

Q. 103 都内需要先施設が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 103 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 104 再エネ発電設備が2か所以上の計画でも申請できますか。

A. 104 可能です（「3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項」）。

Q. 105 （図面、契約書など）書類ができたので申請前に確認していただけますか。

A. 105 事前審査は行っていません。

Q. 106 （申請件数、予算残額等）申請状況を教えてください。

A. 106 交付申請額情報については不定期でホームページに公開する予定です。

Q. 107 実績報告書類の提出から助成金の交付までの期間を教えてください。

A. 107 実績報告書類の受理後2～3カ月ほどが目安となりますが、書類に不備があり修正いただくことになりますと審査に時間がかかります。審査を経て助成金額が確定いたしますが、金額確定の通知からおおむね1カ月以内に振込まれる予定です。

6.2 助成対象について

Q. 201 都外に再エネ発電設備を設置し、都内特定施設に再エネ電気又は環境価値を供給し、当該施設で消費する事業は助成対象となりますか。

A. 201 助成対象となります。都外から都内特定施設に3/4以上の再エネ電気又は環境価値を供給しなければなりません。都内の当該施設で供給量の全量を消費することが要件となりますので注意してください。

Q. 202 都内需要先施設の受電設備に係る工事費は助成対象経費となりますか。

A. 202 助成対象外となります。都外の再エネ発電設備連系用遮断器までを助成対象範囲とします（手引き P. 27）。

- Q. 203 電力会社へ支払う工事費負担金について、必要経費のため助成対象経費に含めてもよいですか。
- A. 203 系統連系に係る費用等は助成対象外範囲のため、工事費負担金は助成対象外となります。
- Q. 204 交付要綱第3条第2項第一号に係る“給電用コンセント”の費用は助成対象経費となりますか。
- A. 204 助成対象となります。ただし、自治体との協定締結が不要の場合は助成対象経費と出来ません。また、事業実施において過剰とみなされる設備は助成対象外とします（予備、将来用、助成対象事業外で用いるものは対象外です。）。
- Q. 205 蓄電池は再エネ発電設備への併設が必須ですか。
- A. 205 必須ではありません（2.1(1)(2)参照）。
- Q. 206 太陽光発電搭載型のソーラーカーポートは助成対象となりますか。
- A. 206 助成対象です。なお、建築確認申請費用並びに駐車場整備に伴う外構工事は助成対象外となります。
- Q. 207 総務省電波利用ホームページ(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ele/pvsystem/index.htm>)に、太陽光発電システムからの不要電波の発射による無線設備への障害事例が報告されています。電力線の遮蔽を行うなど無線通信への影響を低減する対策を講じる場合、助成対象経費に含まれますか。
- A. 207 助成対象です。助成対象経費の内訳に記載してください。
- Q. 208 再エネ設置地域の建物屋根等に発電設備を設置し発電量の1/4をその建物で消費する計画は申請可能ですか。発電量の3/4以上は都内特定施設に送電します。
- A. 208 都内への3/4以上の送電を確保した上で、再エネ設置地域で年間発電量の1/4を消費することは可能です。
- Q. 209 系統連系する再エネ発電設備とは独立した再エネ発電設備を設置し、災害時における自立型の機器等による給電用コンセントの利活用により自治体との協定締結を行う場合、自立型の機器等費用は助成対象経費となりますか。
- A. 209 助成対象となります。ただし、自治体との協定締結が不要の場合は助成対象経費と出来ません。
- Q. 210 信託登記されている物件は都内特定施設として認められますか。
- A. 210 助成事業者が電力契約者となっている場合は実質的所有者として認められます。

6.3 申請方法について

Q. 301 申請書を郵送で提出できますか。

A. 301 原則、電子メールで提出してください。

Q. 302 交付申請時に提出する見積書（添付資料4）は何社分必要ですか。

A. 302 2社以上からの競争により選定した見積書を提出してください（「2.7 契約等」）。

Q. 303 社印の押印は必要ですか。

A. 303 公社の様式は基本的にハンコレスです。

Q. 304 各種添付資料のフォーマットはありますか。

A. 304 公社が作成した様式（第〇号様式）以外フォーマットはありませんので、任意書式にてご用意の上、提出してください。なお、事前確認は行っておりません。

6.4 その他

Q. 401 本事業における“再エネ設置地域”とはどのような範囲をさしますか。

A. 401 市町村の範囲をさします（例：〇〇県“〇〇市”●●区●●町 ※この場合は〇〇市をさします。）。

Q. 402 助成金交付予定先は助成対象事業者（共同申請者も含む）以外でもいいですか。

A. 402 助成金の交付対象は助成対象事業者（共同申請者も含む）とします。ただし、需要家以外の事業者が助成金の交付を受ける場合は、本助成金相当分を電力需要家へ還元してください。なお、還元のもととなる売電等の価格が、都内の標準的な小売電気価格から乖離が生じている場合、適切に還元が行われたと判断できませんので注意してください。（手引きP.8※3）

Q. 403 自治体等との協定を締結する際は、だれが締結すればいいですか。

A. 403 自治体との話し合いの時点から助成対象事業者（共同申請者を含むも可）が参加し、助成対象事業者（共同申請者を含むも可）と自治体等が協定を締結してください。共同申請者のみの締結や話し合い参加ではなく、必ず助成対象事業者が話し合い含む協定締結の場合全てに参加してください。

Q. 404 交付要綱第3条第2項第二号カに係る「関係構築」というのは、どういったものが対象になりますか。

A. 404 交付要綱第3条第2項第二号カを選択される場合は、事前に公社に相談してください。助成事業に係るもの、かつ継続性があるものであることが必要となります。

Q. 405 交付要綱第3条第2項第一号に係る自治体等との協定書等は、交付申請時点で内容が確定し、契約締結していなければなりません（交付申請：添付資料23）。

A. 405 交付申請時は協議書等“案”（交付申請：添付資料23）でも申請いただけます。ただし、実績報告時にご提出いただく確定資料（実績報告：添付資料17）と内容に大きな相違が無いように、協定締結を前提として十分に事前調整及び検討を進めてください。

Q. 406 交付要綱第3条第2項第一号に係る自治体等との協定書等は、協定締結が困難な場合、非常時利活用に係る内容を自治体に報告し受領いただく形でもいいですか。

A. 406 4.3.（1）交付申請に必要な提出書類の⑳注意事項をご確認ください。締結を前提として再エネ設置地域の自治体等と調整してください。申請後に、計画変更や協議の結果、協定締結が困難となった場合は事前に公社に相談してください。

本要件の趣旨である、

・設置に対して自治体や地域住民の理解を得るとともに、非常時の利活用が十分周知されており、実際に活用いただくことが可能であることと照らし合わせ審査いたします。交付に当たっては必要に応じ、自治体を通じた周知等を求める場合があります。

Q. 407 助成対象事業者と自治体が協定の締結を前提に話し合いを行った結果、自治体が再エネ発電設備の設置を認めるが協定締結を求めない場合で、当該意向について、当該自治体の事業を所管する管理職以上の記名がある文書を発行できないと言われました。その場合、代替書類として何を提出すれば良いのでしょうか。

A. 407 原則当該自治体の事業を所管する管理職以上の記名がある文書が必要ですが、自治体が当該文書を発行できないと回答した場合に限り、助成対象事業者が発行する議事録等を交付申請の添付資料23とすることを認めます。議事録等には当該自治体の管理職以上の者が、設備の設置を認めるが、協定締結は不要であると判断したことがわかるように記載ください。書類の内容によっては審査の過程で公社から当該自治体へ確認を取ることがあります。

Q. 408 再エネ発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、協定書等の締結先はどの自治体になりますか。

A. 408 設置先全ての自治体との協定締結が必要となります。

Q. 409 再エネ発電設備を2カ所以上の自治体に設置し電力をまとめて都内に送電する場合、関係構築をとる設置地域はどこになりますか。

A. 409 設置先全ての地域との関係構築が必要となります。

Q. 410 自治体等との協定締結にかかった費用は助成対象となりますか。

A. 410 助成対象設備と関係のないものは対象外となります。

Q. 411 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等とは具体的にどのようなものがありますか。

A. 411 設置地域の土地や事情等により、許認可（届出）、権利使用（又は取得）等の必要な情報

は異なると考えます。そのため公社からは開示していませんので了承してください。申請者の責任において、確認及び必要な全ての手続きを行ってください。許認可や権利の取得に時間が掛かる場合、申請できない可能性がありますので注意してください。申請に際して、許認可・権利関係について問題ないことを誓約書（第2号様式）により誓約することとなっておりますので、許認可等の問題について公社は一切関与しないことをご了承ください。

再エネ電源都外調達事業（都外 PPA）
助成金申請の手引き

Ver.3.2

□発行・編集 令和7年7月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 17 階
03-5990-5067